

～ 国際研究 ～

ベトナムの2003年改正刑事訴訟法と新捜査体制

法務総合研究所 国際協力部教官
丸 山 毅

1 はじめに

法務総合研究所は、2001年より毎年一回、ベトナム最高人民検察院（英語名は“Supreme People’s Procuracy”，略称“SPP”）との間で、相手国の検察官を相互に招へいし、相互の法制度を調査研究する活動を行っている。今年度は、ベトナムの刑事事件捜査体制について研究するため、7月4日から同月15日までの間ゴー・クワン・リエン氏（SPP 検察理論研究所長）及びヴ・チョン・トゥオン氏（SPP 検察部副部長）を日本に招へいし、延べ2日間にわたり発表会を開催するなどの研究活動を行った。ベトナムでは、旧刑事訴訟法を2003年に全面改正するに当たり刑事事件の捜査組織体制の見直しを行い、2004年8月20日に新刑事捜査組織令が制定されている。本稿においては、リエン氏及びトゥオン氏の日本での発表内容を紹介しながら、ベトナムの2003年刑事訴訟法（特に捜査に関する部分）及び2004年刑事捜査組織令の内容を紹介したい。¹

また、この研究活動の準備として、法務総合研究所国際協力部では2003年刑事訴訟法及び2004年刑事捜査組織令の和訳を試みた。外国法を翻訳するときには常に用語や概念の不一致の問題に悩まされるが、この二つの法令を和訳するに当たり、ベトナム語の原文の持つ意味、ニュアンスをできるだけ正確に訳出すべく苦心を重ねた。本稿の末尾において、翻訳上留意した主要な事項を注記しておきたい。

¹ ベトナムの刑事司法制度については、かねてより研究活動がなされ成果が蓄積されている。本誌のバックナンバーに以下の研究成果が報告されているので、併せて参考にしていただきたい。

本誌第2号（2002年3月号）179頁「ヴェトナム刑事司法制度の概要及び日越比較」本文原稿執筆：ヴェトナム最高人民検察院検察理論研究所副所長ヴー・ヴァン・モック（Mr. Vu Van Moc），編集及び注解：法務総合研究所国際協力部教官 山下輝年

本誌第5号（2002年9月号）125頁「ヴェトナム刑事法の特色と司法改革に関する一考察」国際協力部教官 山下輝年

本誌第16号（2004年7月号）40頁「ベトナム最高人民検察院次長検事による講演会について」法務総合研究所国際協力部教官 廣上克洋，42頁「ベトナムの司法制度改革の現状と課題」及び66頁「ベトナム新刑事訴訟法の運用をめぐる諸問題」ベトナム最高人民検察院次長検事クアッ・ヴァン・ガー

本稿に引き続き、リエン及びトゥオン氏の講演録及びベトナム2003年刑事訴訟法、2004年刑事捜査組織令、1999年刑法の各和訳（仮訳）²を掲載している。本稿と併せてベトナム刑事司法制度の研究に活用いただければ幸いである。

2 ベトナムの司法制度改革と2003年刑事訴訟法

ベトナムでは、1986年のドイモイ政策採択以来、社会・経済改革が進められており、その一環として司法制度全般の改革が進められている。2003年刑事訴訟法は多くの改革を実現しており³、例えば、主要な改革の一つは、裁判所の事物管轄の変更である。後述するように現在のベトナムの裁判所は三審級の二審制を採用しており、第一審を務めるのは最下級の裁判所である県級人民裁判所又は中間の審級である省級人民裁判所である。従来は、県級人民裁判所の管轄が狭く、多くの事件の第一審が省級人民裁判所で行われていたため、その控訴審が最高人民裁判所に持ち込まれ、上級裁判所の過大な負担につながっていた。そこで、民事事件、刑事事件ともに県級人民裁判所が第一審となる事件の範囲を拡大して、上級裁判所の負担軽減を図ったのである⁴。刑事において具体的には、県級人民裁判所の管轄する事件が、法定刑の上限が懲役7年の事件から上限が懲役15年の事件にまで拡大された。人民裁判所の管轄変更に伴い、人民検察院の管轄も変更され、各捜査機関についても内部的に組織変更がなされている。このほかにも、捜査体制の分野において2003年刑事訴訟法は、各捜査機関の権限関係を再整理するなどの改正を行った。こういった改正点が、2004年刑事捜査組織令に反映されているのである。

ベトナムの刑事捜査組織令は、各捜査機関の組織と捜査権限、捜査機関相互の協力関係、捜査官の任免等を規定する全38か条の比較的短い「国会令」⁵である。リエン氏とトゥオン氏は、刑事捜査組織令をテーマとしながら、ベトナムの中央政府機構、地方統治制度にも言及し、捜査の特に初期段階の手續を説明するなど、広範囲な事項について分かりやすく説明をされた。非常に興味深い情報が含まれているので、両氏が説明された順にならいつながら、以下、解説を試みる。

² 本誌第5号166頁にベトナム刑法（抜粋）の和訳（仮訳）が既に掲載されているが、このたび刑事訴訟及び刑事捜査組織国会令を和訳するに当たって、訳語を一部見直して修正を施しながら、刑法全文を和訳した。

³ その具体的な内容は、注1に掲げたクアッ・ヴァン・ガー氏の二つの論文参照。

⁴ 軍事裁判所に関しても、同様に最下級の裁判所の管轄を拡大する改革が実施された。

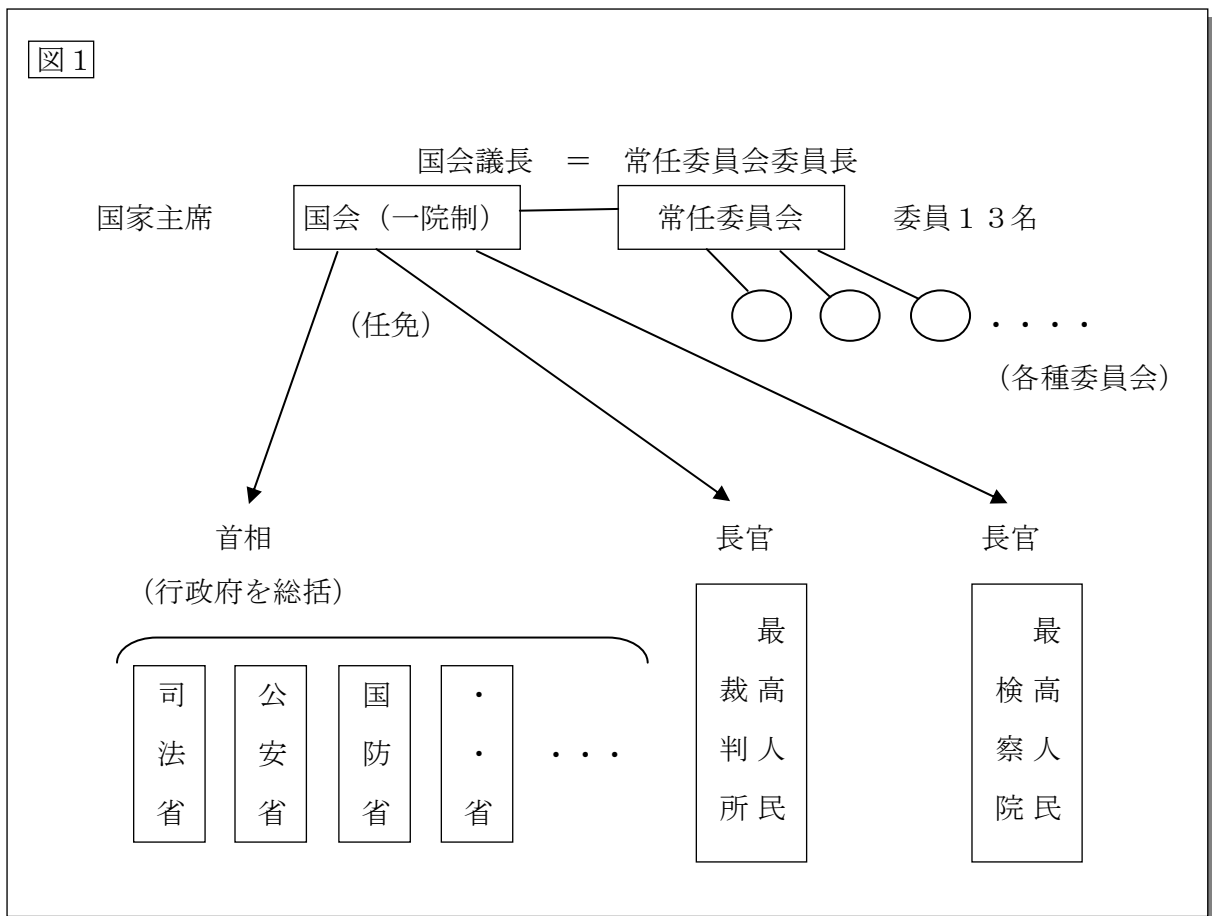
⁵ 「国会令」と訳しているものは、ベトナム国会常任委員会が定める法規範であり、ベトナムの法体系の中では、国会の総会が議決して定める法規範である「法律」に次ぐ。

3 ベトナムの統治制度

(1) ベトナムの国家統治機関 (図1)

ベトナムではすべての国家権力を人民の代表である国会が掌握し、国会がその権力の一部を他の機関に配分するという権力分配制度がとられている。国会は、国家元首である国家主席を任免するほか、行政権を行政府に、司法権を人民裁判所に、検察権⁶を人民検察院に配分しており、それぞれの機関の長官である首相、最高人民裁判所長官、検事総長はいずれも国会が任免する^{7,8}。

ところで、国会が開催されるのは、毎年春と秋の2回のみであり、1回の会期は約2か月間にすぎない。そこで、国会の常設の機関として国会常任委員会が設置されている。



⁶ ベトナムでは、検察権は国家権力の一つと観念されている。

⁷ ベトナム憲法50条。なお、ベトナム憲法の英訳が、在米ベトナム大使館のホームページ [http://www.vietnamembassy-usa.org/] に掲載されている。

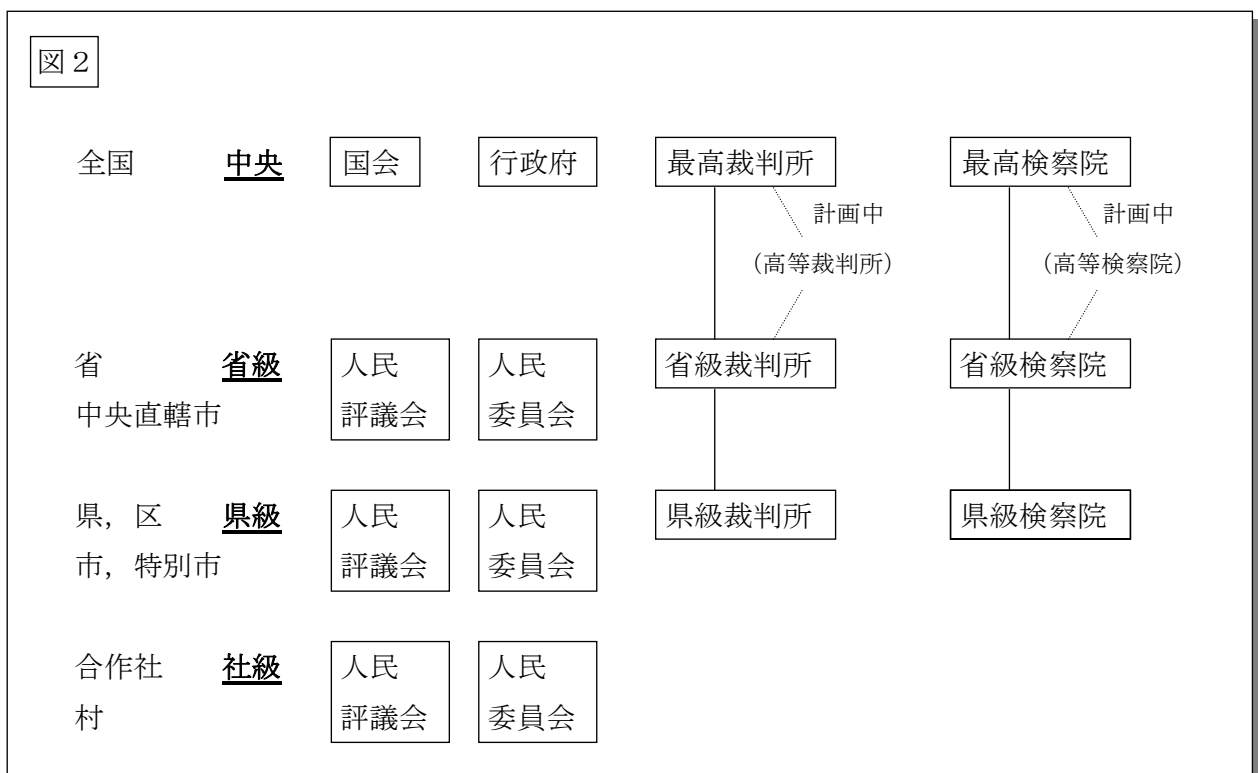
⁸ つまり、検事総長は首相、最高人民裁判所長官と同格であり、ベトナム人民検察院の国家機構の中で占める地位は非常に高い。これは、来日するベトナムの検察官が異口同音に指摘するポイントである。

常任委員会は、国会を召集し、法律を解釈し、国会令を制定し、行政府・人民裁判所・人民検察院を監督するなど、非常に広範な権限を有している⁹。国会議長が常任委員会委員長を務め、委員は13名である。常任委員会のほか、法律起草委員会、予算委員会などの各種委員会があり、これらは国会により設置されるが、実質的には常任委員会の下にあつて常任委員会の職務執行を補佐していると考えられる。

行政府には、我が国と同様に中央省庁が設置されている。後述するように、ベトナムの刑事事件捜査を担当する主要組織は、最高人民検察院、公安省、国防省の三つであるが、公安省と国防省は行政府に属する。警察組織を統轄する役所は公安省である。

(2) ベトナム全土の統治制度（図2）

ベトナム統治制度の二つ目の特徴は、統治機構が中央から地方の村落に至るまで四つのレベルの階層構造を形成していることである。



最上位にあるのは中央政府であり、その構造は上記2(1)で紹介した。

それに次ぐのは省級レベルである。ベトナムには、我が国の都道府県に相当する行政単位として59の「省¹⁰」がある。それに加えて、人口の密集した大都会のうち特に規

⁹ ベトナム憲法53条

¹⁰ この「省」は2(1)で説明した中央省庁とは異なるものである。ベトナム語の原語では「ティン」と発音される。（ベトナム語には日本語にない母音、子音があり、かつ、6種類の声調があるので、ベトナム語の発音をカタカナで表現することは不可能である。説明の便宜のためあえてカタカナで表記している。以下同様である。）従来、日本の都道府県に相当するベトナムの「ティン」のことを、タイン・ホア省、クア・ニン省などのように「～省」と呼び習わしているのが、中央省庁と紛らわしいが「ティン」をも「省」と訳すことにした。

模の大きいハノイ、ハイフォン、ダナン、ホーチミン、カントーの5都市が「中央直轄市¹¹」として省級レベルとされている。よって、ベトナム全土に64か所の省級レベル政府が存在する。

上から三番目のレベルは県級である。このレベルに属する行政地域は「県¹²」, 「区¹³」, 「市¹⁴」, 「特別市¹⁵」であり、いずれも「省」又は「中央直轄市」の内部で区分された地域である。県級レベルの地域は、ベトナム全国で538か所存在する¹⁶。最下位のレベルは社級であり、合作社、村などの地域¹⁷がこれに属する。

省級以下のレベルにおいては、人民の選挙で選出される人民評議会が中央レベルの国会に相当し、各人民評議会がその地域の人民委員会の委員を任免する。

議会や行政府ばかりでなく、人民裁判所と人民検察院もこの統治機構の階層構造に従っている。省級レベルには省級人民裁判所と省級人民検察院があり、県級レベルには県級人民裁判所と県級人民検察院がある。しかし、社級レベルには裁判所も検察院も設置されていない。社級レベルは規模が小さすぎて統治機関をすべて設置する実益がないのであろう。

ところで、リエン氏とトゥオン氏によれば、ベトナムでは司法改革の一環として2010年に人民裁判所と人民検察院の組織改革をすることを計画している。現在のベトナムの裁判制度は二審制であり、県級人民裁判所が原則的な第一審裁判所、省級人民裁判所が控訴審裁判所を務め、最高人民裁判所は監督審¹⁸を担当している。これを三審制に改め、省級人民裁判所と最高人民裁判所の間に複数の省を管轄地域とする人民裁判所（日本の高等裁判所に相当する。）を設置して上告審を担当させ、それに対応する人民検察院も新設するという計画である。もし実現されれば、二審制を三審制に改めるといふ点で大きな意義があるのみならず、ベトナムの従来統治階層構造から外れて人民裁判所／検察院を設置するという意味でも、大きな改革になるであろう。

11 ベトナム語の原語は、「中央に直属する大都市」という意味である。

12 農村部の行政地域単位であり、ベトナム語の原語は「フェン」と発音する。日本の都道府県に相当する「省」の内部に「フェン」が存在するため、紛らわしいが、ベトナム語の原語を漢字表記すると（ベトナム語の語彙は中国語由来のものが多く、それらは漢字表記できる。）まさに「県」であるので、「県」と翻訳した。

13 中央直轄市の内部の行政地域単位である。ベトナム語の原語は「クエン」と発音し、漢字表記すると「郡」なのだが、大都市内部の地域単位なので「区」と意識した。

14 省（ティン）の内部で、交通の要地である等の理由で商工業が発達した地域であり、ベトナム語では「ティサア」と発音する。「市」は意識である。

15 「市」がさらに発展した都市。ベトナム語の原語は「省（ティン）に属する都市」という意味であり、「特別市」は意識である。

16 県級地域の規模を人口から考えると、ベトナムの総人口が約8千万人であるから、一つの県級地域の平均人口は約15万人となる。リエン氏によれば、(農村部の単位である) 県の人口は通常約10万人程度だが、山間部では千人程度であるなど、様々である。他方(大都会の単位である)区では、人口が数十万人に達する。

17 要するに、県、区、市、特別市の内部に存在する最小の行政地域単位である。

18 ソ連法の影響を受けた地域でよく見られる制度であり、既に法的効力を生じた裁判（日本の法律用語に置き換えて言えば、既に確定した裁判）を見直す審理手続である。事実認定を誤った判決も対象となる。

4 ベトナムの捜査体制と刑事事件捜査手続

(1) ベトナムの主要捜査機関（図3，図4）

ベトナムの捜査機関は、事件の種類によって担当する機関／部署が細かく分かれている。この権限の細分化は、横の面と縦の面の双方において見られる特徴である。我が国の捜査機関の有する権限と比較してみると、その特徴が明確に浮かび上がる。

日本では、海上保安官、郵政監察官など一定の犯罪しか捜査する権限を有しない特別司法警察職員も存在するけれども、大多数の刑事事件は都道府県警察の警察官が捜査し、検察官に送致される。警察官は一般の司法警察職員としてあらゆる犯罪を捜査する権限を有している。したがって、海上保安官等の特別司法警察職員と警察官の間には、捜査権限の重複がある。検察官は、司法警察職員から送致された事件について補充捜査を実施して起訴／不起訴を決するが、その捜査権限は補充捜査のみに止まるのではなく、検察官自らが事件を認知して一から捜査するいわゆる「独自捜査」を実施することもできる。日本では、このように、警察官と検察官の両者間に犯罪捜査権限の重複がありながら、大多数の事件では、主として警察官が第一次的に捜査を実施し、検察官が補充的に捜査するという協力関係を築いている。また、日本の警察官であれば、その具体的な担当職務が何であろうと刑事事件において捜査権を持つ司法警察職員であるし、検察官はすべての犯罪を捜査する権限を有している¹⁹。

ベトナムの捜査体制は、かなり異なっている。ベトナムにおける主要な捜査機関は、公安の捜査機関、人民軍の捜査機関、最高人民検察院の捜査機関の三機関であるが、それぞれが捜査できる犯罪は限定されている。事件により、その捜査活動を行う機関が決まるという厳格な縦割りの制度なのである。しかも、その捜査機関の職員であればだれでも捜査権限があるということでもない。捜査担当部署に「捜査官」として任命され配置された者でなければ捜査することができない²⁰。また、捜査された事件はすべてが検察院に送致され、検察院は捜査官の捜査を監督する権限があり、場合によっては検察院が捜査活動を実施することが可能であり、検察院に起訴／不起訴を決定する権限がある²¹。しかし、第一次的に捜査を実施するのは、その事件の捜査権限を有する捜査機関なのであり、検察活動を行う検察院には第一次捜査権限はないのである²²。

¹⁹ もちろん個々の警察官や検察官は配属庁の土地管轄、事物管轄の制約を受けるが、それは配属庁に伴う制約である。

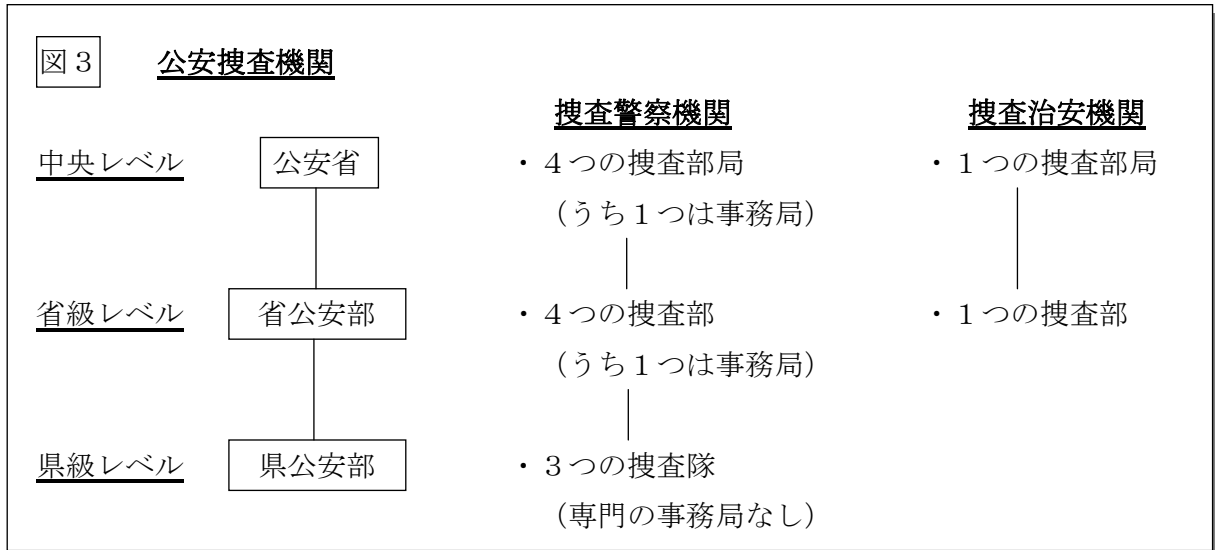
²⁰ ベトナム刑事訴訟法35条、刑事捜査組織令29条以下。

²¹ ベトナム刑事訴訟法37条、112条。

²² 日本の検察官の独自捜査を説明すると、ベトナムの検察官は「ベトナムの検察院も、司法官が司法活動を侵す犯罪については、独自に捜査する。」と発言することがある。しかし、これは、後述するように、司法機関の幹部が司法活動を侵す犯罪については、最高人民検察院に置かれた「捜査機関」が第一次捜査を行うという意味なのであり、日本の検察官の独自捜査とは全く異なる制度である。

以下、上記主要な三つの捜査機関の組織と権限を、具体的に見ていきたい。

まず、公安における捜査機関の概要を、図3に示す。公安内部には、捜査警察機関と捜査治安機関がある。捜査警察機関が管轄する事件は、主に一般刑事事件（汚職事件を含む。）であり²³、捜査治安機関が管轄するのは主に国家の安全保障に関わる犯罪であって²⁴、権限の重複はない。公安の両捜査機関とも、人民軍捜査機関及び最高人民検察院捜査機関が管轄する事件の捜査権限がない²⁵。



公安の捜査機関には、前述の統治階層構造に従って、縦の組織構造がある。捜査警察機関は、中央レベルとして公安省内の4つの捜査部局²⁶、省級レベルに省級公安部内の4つの捜査部²⁷（全国では、4×64=256部）、県級レベルに県級公安部内の三つの捜査隊²⁸（全国では、3×538=1,614隊）がある。捜査治安機関は、中央レベルに公安省内の一つの捜査部局、省級レベルに省級公安部内の一つの捜査部（全国では、1×64=64部）がある²⁹。公安省内の一つの捜査部局は人員約200名、省級レベルの一つの捜査部は人員約60～70名である。各レベルの捜査機関が管轄する事件も法定され、権限が細分化されているが、上級庁は下級庁の管轄する事件を引き取って捜査することができるので、縦の関係の捜査権限配分は、横の関係において見られるほど厳格ではない³⁰。

²³ ベトナム刑事捜査組織令11条

²⁴ 前同令12条。通貨に関する犯罪、ハイジャック、武器に関する犯罪、国家機密漏洩罪、不法入出国罪等が含まれる。

²⁵ ベトナム刑事訴訟法110条1項

²⁶ ベトナム刑事捜査組織令9条1項に規定する「社会秩序関連犯罪捜査警察局」（一般刑事事件を担当「経済管理秩序及び職業関連犯罪捜査警察局」（経済関係事件や汚職事件を担当）、「薬物関連犯罪捜査警察局」，「捜査警察機関事務局」である。

²⁷ 前同条2項。中央レベルの部局と同様である。

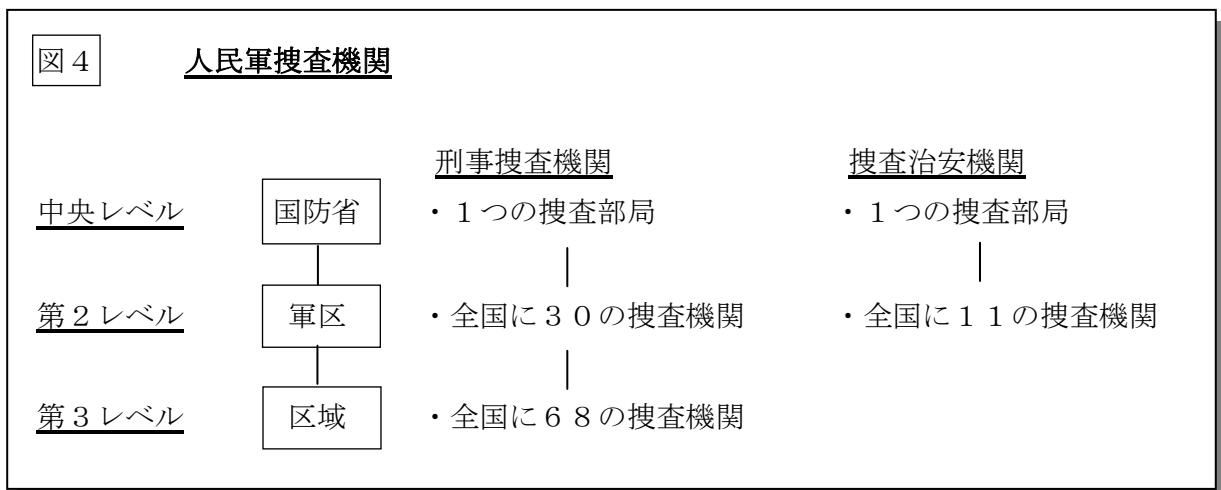
²⁸ 前同条3項。事務局がないことを除いて、中央レベル、省級レベルと同様である。

²⁹ ベトナム刑事捜査組織令10条は、公安省に「捜査部、作業部及び捜査治安機関事務局、省級レベルに「捜査隊、作業隊及び捜査治安機関補助機関」を置く旨規定するが、リエン氏及びトゥオン氏によれば、それぞれ公安省の一つの捜査局、省級公安部の一つの捜査部として構成されている

³⁰ 前同令11条、12条

続いて、人民軍における捜査機関の概要を図4に示す。人民軍の捜査機関が管轄するのは、軍事裁判所が裁判権を有する犯罪であり³¹、具体的には、軍人の犯罪及び軍基地／駐屯地内で発生した犯罪がこれに当たる。人民軍捜査機関は、刑事捜査機関と捜査治安機関に分かれている。この区分は公安捜査機関における捜査警察機関と捜査治安機関の区分とほぼ同じ基準でなされており³²、両機関の捜査権限の重複はない。

人民軍捜査機関の縦の組織構造は、中央レベルのものは国防省内の捜査部局であり、刑事捜査機関、捜査治安機関ともに一つの捜査部局が置かれている。その次のレベルが管轄する地域は「軍区又はそれに相当する単位³³」であり、第3レベルが管轄する地域は「区域³⁴」である。人民軍刑事捜査機関と捜査治安機関の軍区レベル、区域レベルの捜査機関は、図4に示す数だけ全国に設置されている。人民軍捜査機関の組織内容の詳細は秘密にされている。



最後に最高人民検察院の捜査機関は、司法機関の幹部が行う司法活動を侵害する犯罪を捜査する権限を有する³⁵。言い換えると、捜査官、検察官、裁判官ら刑事事件、民事事件処理の手段を執行する機関の幹部³⁶がその手段執行中に起こした事件を専門に捜査する。これらの事件のうち、軍事裁判所が管轄するものは中央軍事検察院捜査機関が捜査し、それ以外の人民裁判所が管轄する事件は最高人民検察院捜査機関が捜査する³⁷。

もともと、中央軍事検察院は最高人民検察院の組織の一部なので、最高人民検察院の

31 ベトナム刑事訴訟法110条2項

32 ベトナム刑事捜査組織令11条、12条、15条、16条参照。

33 前同令13条2項、14条2項など参照。なお「軍区」のベトナム語原語は「クエン・ク」と発音され、漢字表記がまさに「軍区」である。

34 ベトナム刑事捜査組織令13条3項、15条1項など参照。ベトナム語原語は「ク・ヴック」と発音され、その漢字表記が「区域」である。

35 ベトナム刑事訴訟法110条3項

36 「幹部」について、後述5(6)参照。

37 ベトナム刑事捜査組織令18条

組織には、司法機関の幹部が司法活動において起こした事件のうち人民裁判所が管轄する事件を捜査する「捜査局」と、軍事裁判所が管轄する事件を捜査する「中央軍事検察院捜査部」の二つの捜査部局があると言することができる。現在の「捜査局」の職員数は26名、「中央軍事検察院捜査部」の職員数は8名である。

最高人民検察院の捜査機関は、公安、人民軍の捜査機関と異なり下級庁を持たない。

2002年までは下級の検察院にも捜査部局があったが、最高人民検察院の捜査部局に一本化された³⁸。

(2) ベトナムの捜査手続 (図5, 図6)

上記4(1)において、ベトナムの三つの主要捜査機関について説明した。このほか、ベトナムには制約された捜査活動を行う機関が存在するので、その説明をしたいが、その前提として、ここでベトナムの刑事事件捜査手続の特徴を平易に解説しておきたい。

ベトナムの事件捜査の一つの特徴は、「刑事事件の立件³⁹」、「被疑者の立件」という手続があることである。刑事事件の立件手続は、ベトナム刑事訴訟法100条以下に規定されている。要は、捜査の端緒を得たときに刑事事件として認知することである。これに対して同法126条の規定する「被疑者の立件」は我が国の知らない手続である。これは、犯人である嫌疑が強くなった者に対して、捜査権限を有する機関が「これから誰々を被疑者として捜査の対象とする。」旨を明示的に決定する手続である。捜査機関は、被疑者を立件する決定をしたときは直ちに被疑者にその旨を通知し、写真を撮影するなどして被疑者の個人記録を作成する⁴⁰。

身柄拘束に関する処分として、我が国には逮捕と勾留があるのに対し、ベトナムには「逮捕」、「勾留⁴¹」のほか「暫定留置⁴²」の制度がある上、日本法の用語と同じ「逮捕」、「勾留」の訳語を当ててはいるが、身柄拘束期間などの処分内容や制度設計が日本とは相当に異なっている。

³⁸ おそらく、2003年の刑事訴訟法改正時に組織改編があったのだろう。

³⁹ 「立件」と訳したベトナム語の原語は「コオイ・トー」と発音され、漢字表記すると「起訴」である。前述したようにベトナム語の語彙には漢字表記できるものが多いが、同じ漢語を日越で異なる意味に用いる例も多く、注意を要する。日本語の「訴訟」は裁判所の紛争解決手続を意味するが、ベトナム語の「トー・トゥン」（漢字表記で「訴訟」）は、事件処理に向けた国家機関の手続一般を意味しており、「コオイ・トー」は「手続を開始する」という意味のようである。そこで、「立件」と意識した。

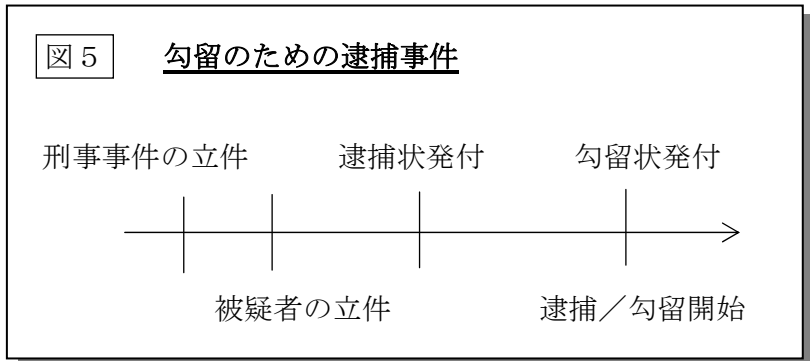
⁴⁰ ベトナム刑事訴訟法126条3項・6項

⁴¹ ベトナム語の原語は「タム・ザー」と発音し、「一時的に獄につなぐ」という意味である。「勾留」は意識である。

⁴² 原語は「タム・ジウ」と発音し、「一時的につかんでおく」という意味である。「暫定留置」は筆者の造語であり意識である。

まず、ベトナムでは、逮捕状、勾留状は、裁判所ばかりでなく、検察院や捜査機関も発付することができる⁴³。暫定留置を決定できるのは、捜査機関である⁴⁴。

ベトナムの通常の逮捕は、被疑者を「勾留」するために行われ⁴⁵、ベトナムの「勾留」は、被疑者が捜査、起訴、裁判を困難にし又は犯行を継続することを防止するため、及び判決の執行を確認するための「予防措置」の一つとして行われる⁴⁶、被疑者の身柄を拘束する処分である。



つまり、図5に示すように、刑事事件として立件し、嫌疑の強い者を被疑者として立件した後に、その被疑者について罪証隠滅や犯行継続等の虞があつて身柄拘束の必要があると認められるときに被疑者を逮捕し、それに引き続いて勾留するのである。捜査のための勾留期間は、事件の難易・軽重により異なるが、最短で2か月間、最長では20か月である。

被疑者が逃亡し又は所在不明であるときは、逮捕状ではなく指名手配状が発付される⁴⁷。日本では、指名手配された犯人は逮捕状によって逮捕されるのであるが、ベトナムでは、指名手配された犯人は、現行犯人と同様にだれでも逮捕することができる⁴⁸。そうになると、ベトナムで通常逮捕がなされるのは、被疑者の所在が明らかであり、かつ、勾留による身柄拘束が必要と思料される場合に限られることになる。このように解すると、いったん被疑者を通常逮捕しなくとも、勾留状を発付しておいてそれに基づいて被疑者の身柄を拘束すればいいのではないかと、逮捕状による逮捕は無駄な手続ではないかとの疑問が生じる。しかし、被疑者を逮捕した後に刑事訴訟法88条2項に規定する勾留できない事情⁴⁹が判明し、勾留以外の予防措置をとらざるを得ない場合もありうるだろうから、逮捕状による逮捕を勾留に先行させることがいちがいに無駄な手続とも言えないであろうし、ベトナムにも逮捕前置主義の要請があるのかもしれない。もっとも、逮捕状による逮捕と勾留状発付／執行の手続がどのようにつながるのかについて刑事訴訟法に規定がないので、何らかの立法的手当が必要ではないかと思われる。

⁴³ ベトナム刑事訴訟法80条1項、88条3項。捜査機関が逮捕状、勾留状を発付したときは、執行前に検察院の承認を要する。実務では、逮捕状・勾留状のほとんどは捜査機関及び検察院により発付されているであろう。

⁴⁴ ベトナム刑事訴訟法86条2項・81条2項。ただし、検察院の承認を要する（同86条3項）。

⁴⁵ 前同法80条

⁴⁶ 前同法79条

⁴⁷ ベトナム刑事訴訟法161条

⁴⁸ 前同法82条

⁴⁹ 被疑者が妊娠中であるとき、生後36か月未満の幼児を養育する女性であるとき、虚弱な老人であるとき、重病であるとき。ただし、一定の例外がある。

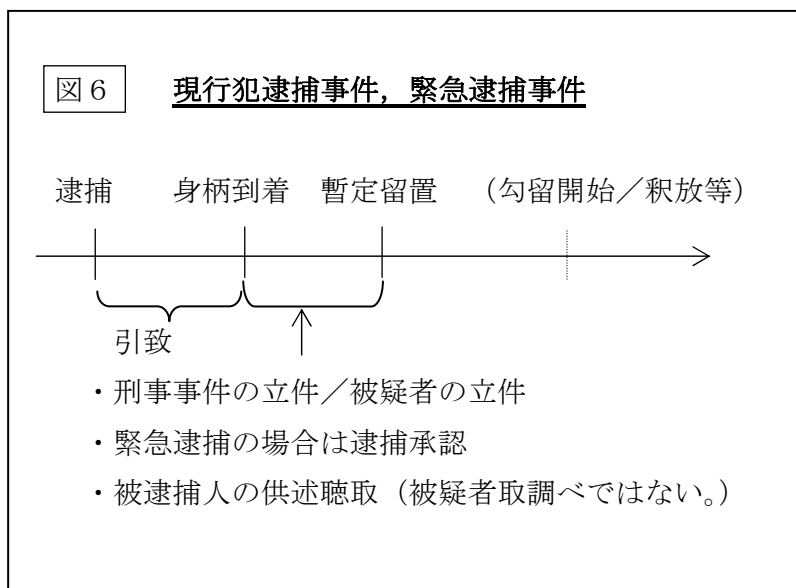
ベトナムにも現行犯逮捕⁵⁰と緊急逮捕⁵¹がある。現行犯逮捕は日本のそれと類似である。他方、ベトナムの緊急逮捕は、捜査機関の長官らが逮捕状を発して行うし、罪質の非常に重い犯罪を敢行する準備をしている者を犯行前に逮捕できるなど我が国の緊急逮捕と相当に異なる制度である。あえて

類似点を探せば、緊急逮捕後直ちに検察院の承認を得なければならず、その承認が得られなければ被逮捕人を釈放しなければならない点は我が国の緊急逮捕と似通っていると言えなくもない。

ベトナムにおいて現行犯逮捕事件と緊急逮捕事件の特徴は、前述した「刑事事件の立件」及び「被疑者の立件」がまだなされないまま、事件の犯人と目される者が逮捕されることである⁵²。そこで、逮捕後に立件手続が行われることになる。この場合の手続の流れを図6に示す。

逮捕された者は管轄捜査機関に引致される。緊急逮捕の場合は、捜査機関は直ちに検察院に通知し、検察院は通知を受け取ってから12時間以内に緊急逮捕の承認／不承認を決定する。捜査機関は、直ちに刑事事件立件と被疑者立件の手続をとることになる⁵³。

また、捜査機関は、逮捕された者を受け取ってから24時間以内に、その者の供述を聴取して⁵⁴、暫定留置するか否かを決定しなければならない⁵⁵。暫定留置とは、緊急逮捕された者、現行犯逮捕された者、指名手配されて逮捕された者らに適用できる身柄拘



⁵⁰ ベトナム刑事訴訟法82条

⁵¹ 前同法81条

⁵² 緊急逮捕事件の場合には、刑事事件を立件済みであることも理論上ありうるが、実際的には、現場において犯罪準備行為を現認し、又は過去の未立件の犯罪行為の痕跡を発見し、直ちに犯人と目される者を逮捕することが多いであろう。そして、立件のないまま逮捕する点で、「緊急」逮捕と呼ばれるのであろう。

⁵³ 刑事訴訟法に明文の規定はないが、100条1号・4号、126条1項の規定から当然に立件手続がとられるであろう。

⁵⁴ この「供述聴取」はベトナム語の原語では「レイ・ロイ・カアイ」と発音する。被疑者の「取調べ」は、原語では「ホイ・クン」と発音される用語であり、区別されている。「レイ・ロイ・カアイ」は、被害者や目撃者など被疑者以外の者から事情を聞く行為を指すときにも使われている。したがって、我が国の弁解録取とも異なり、一般的に供述を聴取することを意味すると思われる。なお、後述5(4)参照。

⁵⁵ ベトナム刑事訴訟法83条1項

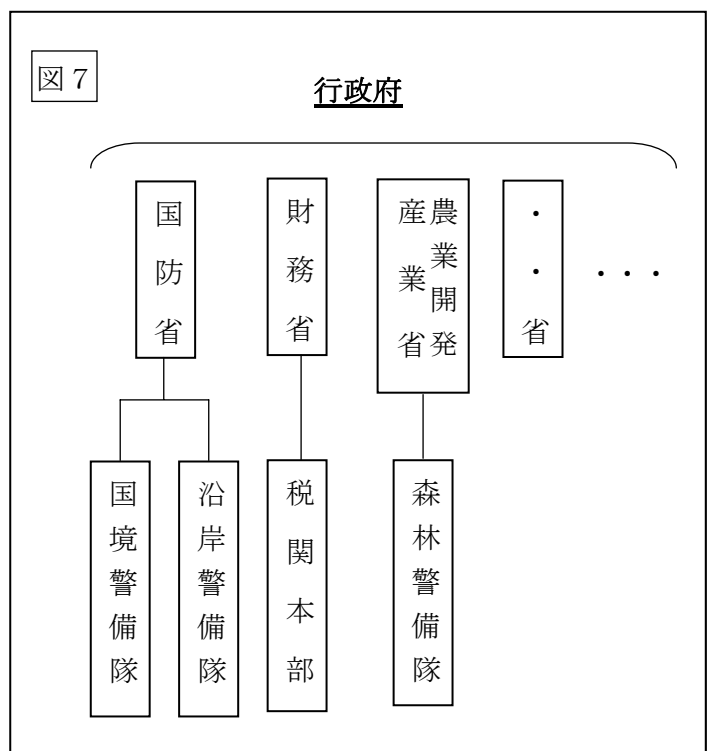
束処分であり⁵⁶捜査機関が決定するが、1 2 時間以内に検察院に通知して承認を得なければならない。暫定留置の期間は原則 3 日間であり、3 日間ずつ 2 回までの期間延長が可能である⁵⁷。つまり、最長では 9 日間である。逮捕後に刑事事件立件と被疑者立件を行う事件では、事前の証拠収集が行われていないため、被逮捕人の身柄拘束を短期間継続し、その間に捜査機関が必要な証拠収集活動をする。そして、被疑者の勾留その他の予防措置をとるか否か決定するのである。

指名手配された者は、現行犯人と同様に、だれでも逮捕することが許されている。しかし、現行犯逮捕の場合と異なり、指名手配の前に必ず刑事事件立件と被疑者立件が済んでいる⁵⁸。そこで、指名手配犯が逮捕された旨の通知を受けた指名手配を発した機関は、直ちに勾留状を発する。もし指名手配を発した機関が被逮捕人を直ちに受領できない場合は、被逮捕人の引致を受けた最寄りの捜査機関が被逮捕人を暫定留置する⁵⁹。

(3) 制限された捜査権限を有する機関 (図 7)

4 (1) に引き続き、ベトナムのその他の捜査機関を紹介したい。

前述した公安捜査機関、人民軍捜査機関、最高人民検察院捜査機関はベトナムの主要な捜査機関であり、管轄する事件であれば最初から最後まで捜査活動を行う権限を有している。この三機関ほどではないが、ある程度の捜査権限を有する機関が存在する。それは、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊(以下まとめて「国境警備隊等」と総称することがある。)である。これらはいずれも



⁵⁶ ベトナム刑事訴訟法 7 9 条によれば暫定留置は被疑者又は被告人に適用される予防措置の一つであるから、暫定留置決定をするには被疑者立件を済ませなければならないようにも見える。しかし、他方、同法 8 6 条 1 項は、緊急逮捕された者、現行犯逮捕された者等に暫定留置を適用する旨規定し、8 7 条 3 項は暫定留置中に被疑者立件の根拠不十分な場合を規定する。結局、被疑者立件と暫定留置決定の先後関係は、条文からは不明と言わざるを得ない。

⁵⁷ ベトナム刑事訴訟法 8 7 条

⁵⁸ 細かい点であるが、逮捕された指名手配犯人について、その者を受領した捜査機関は供述を聴取する旨規定されており(ベトナム刑事訴訟法 8 3 条 2 項 1 段)、ここでも「レイ・ロイ・カァイ」が使われている。指名手配犯人は既に被疑者として立件されているはずなのだから、この場合には「ホイ・クン」(取調べ)でもいいのではないかと思う。人違い逮捕もあり得るので、被逮捕人から最初に事情を聞くときは常に「レイ・ロイ・カァイ」であり、被逮捕人が指名手配犯人であることが確認された後の取調べが「ホイ・クン」なのであろうか。

⁵⁹ ベトナム刑事訴訟法 8 3 条 2 項 2 段・3 段

ベトナムの行政府に属する機関であり、国境警備隊と沿岸警備隊は国防省に、税関は財務省に、森林警備隊は農業開発産業省に設置されている（図7）。

国境警備隊等は、勾留のための逮捕、勾留、緊急逮捕、暫定留置を決定する権限を有していない。したがって、被疑者の身柄拘束が必要な罪質の重い事件や複雑な事件については、単独で捜査を遂げることができない。そこで、所管する領域内でそのような事件が発生した場合には、国境警備隊等は、刑事事件を立件し、現場検証や捜索等の初期捜査活動を行うものの、事件立件決定から7日以内にその事件を管轄捜査機関へ送致しなければならない⁶⁰。

他方、被疑者の身柄拘束を要しない簡易な事件については、国境警備隊等に捜査活動を貫徹させることとされた。すなわち、犯行が現認され、証拠関係と犯人の身上が明白な重大でない事件については、国境警備隊等は刑事事件を立件し、被疑者を立件し、必要な捜査を遂げて捜査を完了し、事件立件から20日以内にその事件を管轄検察院に送致する⁶¹。犯行が現認された事件であるので、国境警備隊が犯人を現行犯逮捕することもできるが、暫定留置や勾留の決定権限はないので国境警備隊等の判断で身柄拘束を続けることはできない。結局、犯人の身上が明らかで逃亡の虞のない罪質軽微な事件であれば犯人を釈放し、国境警備隊等が捜査を完遂するのである。

(4) さらに制限された捜査権限を有する機関

ベトナムでは公安（日本で言えば「警察」）の職員が皆捜査権限を有するわけではなく、公安の中でも捜査を担当する捜査部局に配属された捜査官のみが捜査権限を有することは前述した。しかし、公安においては様々な部署で日常的な行政警察活動を行っており、その中で刑事事件の捜査の端緒を得ることは多いと思われる。そのようなときに、捜査担当部局の捜査官でなければ一切の捜査権限がないとするのは非常に不便であり実際的ではない。

この問題を解決するため、ベトナムでは、公安と人民軍の一定の部署については、それぞれの機関が管轄する犯罪について捜査の端緒を得たときには、刑事事件を立件し、現場検証や捜索差押え等を行うなどのある程度の捜査権限を与えた。これらの部署に初期捜査活動を実施させ、事件決定から7日以内に事件を管轄捜査機関に送致させることとしている⁶²。

⁶⁰ ベトナム刑事訴訟法111条1項b号、刑事捜査組織令19条1項b号・20条1項b号・21条1項b号・22条1項b号。

⁶¹ ベトナム刑事訴訟法111条1項a号、刑事捜査組織令19条1項a号・20条1項a号・21条1項a号・22条1項a号。

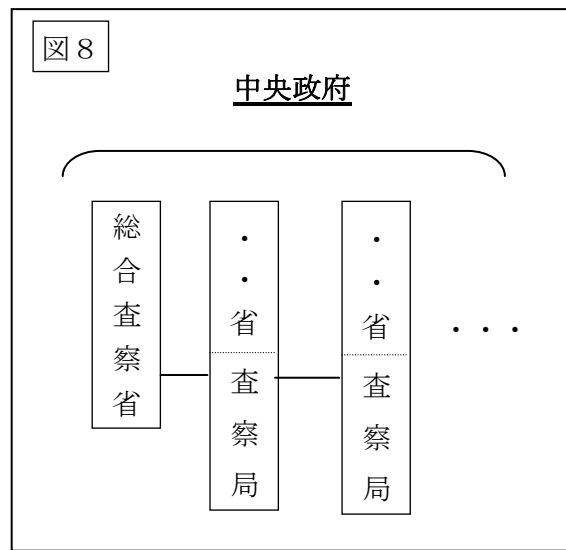
⁶² ベトナム刑事訴訟法111条2項、刑事捜査組織令23条項・24条1項・25条1項。

(5) 査察機関 (図8)

ベトナムには、査察⁶³機関と呼ばれるものがある。捜査機関ではないけれども、捜査機関と紛らわしいので説明を加えておきたい。査察機関は、公務所／公務員が適法に業務を遂行しているか監察する機関である。

図8に示すように、中央政府には総合査察省が設置されている上、各省庁の内部にも査察を担当する部署が置かれ、総合査察省と連携している。

査察機関がその業務において捜査の端緒を得たときには、捜査機関又は検察院に対して情報を提供し、刑事事件として立件することを提案する⁶⁴。



5 ベトナム刑事訴訟法と刑事捜査組織令の翻訳上の留意点

外国法の翻訳は困難な作業であるが、特にベトナム法の場合は、訳語の選択が難しく感じる。原語が法律用語ではなく日常用語として用いられているのではないかと、原文の意義が明確でないのではないかと感じられることがしばしば発生するからである。おそらくベトナムでは法律上の概念が未発達であり、法律用語が育っていないのであろう。

このたびベトナム刑事訴訟法、刑事捜査組織令を和訳する手法として、まずベトナム国内で発行されている英訳を利用しながら粗訳を作成し、それをベトナム語の原典と照合して修正するやり方をとった。その照合作業のリード役を大阪外国語大学大学院のチャン・ティ・ヒエン氏にお願いし、膨大な訳文を丹念に検討して多くの部分を訳し直していただいた。また、ベトナム語の個別の単語の意義や問題となる文脈の意義について、ヒエン氏のほか同大学の住村欣範助教授から貴重な示唆をいただいた。本稿で解説しているベトナム語の意義は、ほとんどすべてがヒエン氏及び住村氏のご教示によるものである。両氏のご協力がなければ、これほど短時間で和訳が一応の完成を見ることはなかったであろう。この誌面を借りて、両氏に心から御礼を申し上げたい。

もっとも、最終的な訳語や表現の選択は筆者が行っており、誤訳はすべて筆者の責任である。この和訳では、できる限り意識を避けて逐語的に翻訳するという方針を採った。法令の条文は、具体的事実への適用の有無を検討する際に解釈の問題が生じるが、条文を意識して原語の文言から離れてしまうと、とんでもない誤った解釈を発生させる虞があるからである。他方、逐語的に翻訳しているため、読み返してみるとベトナム語が含意する意味を十分に表現できていない箇所や、訳語の逐語的な選択にとらわれて日本語としてかえ

⁶³ ベトナム語の原語は「ティン・チャー」と発音し、漢字表記は「清查」である。「査察」は意識である。

⁶⁴ ベトナム刑事訴訟法26条2項

って意義が分からなくなっている箇所が多々見受けられる。そこで、本稿の最後に、翻訳にまつわる問題点のうち主要なものを書き記しておきたい。

(1) 日本の法律用語の借用

翻訳の対象が刑事手続に関する法律であることから、日本の刑事手続に関する法律用語を多数借用している。しかし、手続の構造が日本とベトナムで異なることもあって、これらの用語は必ずしも日本で使われている意味と同じではない。前述4(2)「ベトナムの捜査手続」で説明したように、例えば、「緊急逮捕」は、ベトナムでは「緊急逮捕状」に基づいて執行されるなど日本の制度と異なるし、「勾留」の期間も日本とは全く異なる。しかし、相違点ばかりを気にすると、日本語の法律用語に置き換えることができなくなってしまう。そこで、専門用語の具体的内容に相違が多いことは理解した上で、日本人が読んで分かりやすいことを念頭に、日本の制度と似ている制度の訳語には、日本の法律用語を借用することとした。

(2) 日本の制度にはない刑事手続の用語の選定

これも前述4(2)で説明したように、ベトナムでは、現行犯逮捕や緊急逮捕などの後、勾留とは異なる短期間の身柄拘束の制度がある。これは日本にはない制度で対応する日本の法律用語が見あたらず、「暫定留置」と造語した(ベトナム刑訴法86条等参照)。

また、将来の罰金刑や没収の執行のために被疑者から財産管理権を奪うという制度があり、刑執行のための保全処分であると理解されるが、これは「財産の留置」と意識することにした(ベトナム刑訴法146条等参照)。

他国の法令訳語を借用した例として、被疑者・被告人の出頭を確保するなどの目的で、それらの者の親族や所属先に保証させるという制度がある(ベトナム刑訴法92条)。この制度をベトナム語では「バオ・リン⁶⁵」と呼び、「責任をもって確保する」というのが字義通りの意味なのだが、1996年中華人民共和国刑事訴訟法に類似の制度があり、それを「立保証」と意識している例があった⁶⁶ので、その訳を借用させていただいた。

(3) 「要求」, 「提案」, 「建議」, 「鑑定意見要求」

ベトナム手続法で頻出の用語に「ユウ・カウ」と発音される語がある(漢字表記すると「要求」である⁶⁷)。日本の法律用語であれば、「請求」・「請求する」、「申立て」

⁶⁵ ベトナム語の発音をカタカナ表記することの問題について、注10参照。

⁶⁶ 1996年中華人民共和国刑事訴訟法の和訳は、ジュリスト1109号62頁に掲載されている。同法の特徴、翻訳上の問題について、同43頁、松尾浩也「中国の刑事訴訟法について」参照。

⁶⁷ ベトナムの語彙には漢字表記できるものが多いこと、漢字表記が同じでも日本語とは意味が異なる場合があることについて、注12、39参照。

・「申し立てる」と言うような場面において、「ユウ・カウ」が使われる。つまり、日本の法律用語の「請求」と「申立て」の区別はベトナムにはないし、日本では「請求」の中でも「訴訟上の請求」となると特別な意義を有する専門用語となるが、ベトナムにはそのような概念はない。「ユウ・カウ」は、一般的に、何らかの権利や権限に基づいて相手方に一定の行為を求めることを意味している。そこで、「ユウ・カウ」はすべて「要求」・「要求する」という訳語を当てた。⁶⁸

「ユウ・カウ」と対照的な用語が「デ・ギ」（漢字表記は「提議」）と発音される語である。この語は、権利や権限に基づかないで相手方に一定の行為を求めることを意味している。「デ・ギ」は一律に「提案」・「提案する」と訳した。

ところが、同じように権利・権限に基づかずに相手方に一定の行為を求める場合であっても、「ケン・ギ」（漢字表記は「建議」）という語が使用されている場合がある。

「ケン・ギ」は、何かを非難するような場合や、相手方と共同で何かをやらうともちかける場合に使われる語である。これに対応するいい日本語を思いつくことができず、

「ケン・ギ」は一律に「建議」・「建議する」と訳している。日本語の「建議」は「上役に対して意見を述べる」という意味であり、厳密に考えると誤訳に近いことは覚悟の上、「デ・ギ」とは異なることを明らかにしておきたかった。

「ユウ・カウ」に関連し、鑑定を囑託する場合に限って、ベトナム法では、「チュン・カウ」という語を使用している。これは、要求行為のなかでも、特に「尋ねて答えを求める。」という意味を持っている。そこで、「チュン・カウ」が使用されている部分では、「(鑑定)意見要求」・「(鑑定)意見を要求する」と意識することにした。

(4) 「陳述」, 「供述」, 「供述の聴取」, 「取調べ」

和訳で「陳述」としている部分の原語は、「チン・バイ」と発音される用語である。

これは、辞書的な定義では「他人が分かるように、明確かつ具体的に述べること、又は示すこと」という意味である。必ずしも人が口頭で述べることに限定されないが、この用語が使用されているのは人が口頭で述べる場面であると判断し、一律に「陳述」の訳語を当てた⁶⁹。

和訳で「供述」と訳した原語は、「カァイ」又は「ロイ・カァイ」と発音される用語である。この言葉は、「自分が体験した事実、知っている事実を話すこと、又は書くこと」という意味があり、「人に知られたくない秘密を言う」というニュアンスを持つことがある。また、「チン・バイ」と異なり、他人が分かるように詳しく言うのではなく、

⁶⁸ なお、ベトナム刑事訴訟法の和訳には「異議申立て」、「不服申立て」などの語を使用しているが、この「申立て」の原語は「ユウ・カウ」とは関係ない。「異議申立て」の原語は「カァン・ギ」（漢字表記は「抗議」）と発音し「不服申立て」の原語は「キウ・ナイ」と発音する。いずれも意識であり、日本語の言い回しとして「申立て」の語を付した。

⁶⁹ 唯一の例外が、刑法248条1項第2段の「記述」である。この原語は「チン・バイ」なのだが、主語が「判決」なので「記述」と訳した。含意は、「明確かつ具体的に示す」ことである。

「端的に事実を言う」というニュアンスがある。ベトナム刑訴法の中では、「カァイ」又は「ロイ・カァイ」は質問に対する回答の形式で提示されたものであることを窺わせることが多い。

ところで、ベトナム刑訴法の和訳48条2項c号及び49条2項c号に「供述を陳述すること。」という語句がある。日本語だけ読むと何のことやら分からない表現になってしまったが、お察しのとおり、この部分は原語の「チン・バイ・ロイ・カァイ」を逐語訳したものである。つまり、「事実について他人が分かるように具体的に述べる。」というのがこの部分の含意であり、日本語でこなれた表現にするならば「事実をつまびらかにする。⁷⁰⁾」という訳があてはまる。

「供述」に関連し、「供述の聴取」という訳語の問題がある。これに対する原語は「レイ・ロイ・カァイ」と発音され、「供述を聴取する」に止まらず「聴取して書面に書き留める」というニュアンスを持っている。したがって、「供述の聴取」ではなく「供述の録取」と訳すべきかもしれない。また、ベトナム刑訴法は、捜査段階で被疑者の供述を聴取する場面では、「ホイ・クン」又は「ホイ・クン・ビ・カン」⁷¹⁾と発音される語句を使っている。辞書的な定義では、「ホイ・クン」のみで「『レイ・ロイ・カァイ』の目的で被疑者に質問すること」という意味がある。「ロイ・カァイ」と「ホイ・クン」を区別するために、「ホイ・クン」には「(被疑者の)取調べ」という訳語を当てたが⁷²⁾、ここでも「聴取して書面に書き留める」というニュアンスがあるので、「被疑者の取調べ及び供述録取」と表現する方が正確かもしれない。

(5) 「意見」, 「見解」, 「観点」

ベトナム語で「イ・キェン」と発音される語(漢字表記では「意見」)については、すべて「意見」と和訳した。日本語の意見と同じ意味と思われる。これとよく似た概念であるが、「ニャン・セット」という発音の語が使われている場面がある。「ニャン・セット」は、単なる意見ではなく、「与えられた資料を咀嚼して、頭の中で考えて提出する考え」という意味がある。そこで、必ずしもぴったりの訳語ではないが、「イ・キェン」と区別するため、「ニャン・セット」には「見解」という語を当てた。例えば、現場検証に関するベトナム刑訴法213条第1段第2文を「検察官、弁護士及び公判期日の他の参加人は、犯行現場又は事件に関連する他の場所に関して見解を陳述する権利を有する。」と訳したが、ここでの「見解」の含意は、「犯行現場や他の場所を実際に見分して抱いた心証」のことであり、「他にも検証すべき場所がある。」などという意見は含まれない。

⁷⁰⁾ 住村助教授の示唆される表現である。

⁷¹⁾ 「ビ・カン」が「被疑者」を意味する。

⁷²⁾ ベトナムの一般大衆には、「ホイ・クン」という言葉は、捜査官の厳しい追及を、連想させるらしい。

ベトナム刑法37条1項^{dd}⁷³号, 247条, 282条2項第2段の三か所にのみ, 「クァン・ディエム」と発音される語(漢字表記では「観点」)が使用されている。この語は「その人の立場での意見」という意味である。日本語の「観点」とは意味が異なるけれども, 「イ・キェン」, 「ニャン・セツト」と区別するために, ベトナム語の漢字表記をそのまま借用して「観点」と訳した。

(6) 「行政機関」, 「幹部」

和訳において何度か登場する「行政機関」に対応する原語は, 「チン・クェン」と発音される語(漢字表記では「政権」)である。この「チン・クェン」の辞書的な定義は, 「国家事業を各レベルにおいて調整, 管理する機構」なのだが, 具体的に何を指しているのか, 実はよく分からない。この語が用いられている文脈では, 人民委員会のことを意味しているのではないかと考えたので, 「行政機関」(前述3(2)参照)と訳したが, 日本人のイメージする行政機関とは異なる機関を意味している可能性がある。

ベトナム刑法110条3項, 307条1項, 刑事捜査組織令18条1項の和訳に「幹部」という語が見える。これに対応する原語は「カン・ボ」と発音する語(漢字表記では「幹部」)であり, まさに「幹部」と訳すほかない語である。しかし, この語が当該機関においてどんな範囲の職員を指すのか, 具体的な基準は明らかでない。

以上, アット・ランダムに翻訳に関する問題点を列挙した。紹介したのは筆者が主要な問題点と考えたものにすぎず, このほかにも注意した点はいくつかあるし, 見落とししている点も多数存在するに違いない。読者諸兄の御指摘を得ながら, さらに完成度の高い和訳に仕上げていきたいと考えている。

⁷³ ベトナム語のアルファベットは, a, b, c, d, ḍ, e, g, h, i, k, l, ... と続く。このうち ḍ を“dd”と表記している。また, f, j が存在しないことに注意。

講演録

「ベトナム刑事捜査組織令」

～第1部～

日時：平成17年7月8日（金）
10：00～12：30
14：00～17：00

場所：大阪中之島合同庁舎
4階セミナー室

発表者

（ベトナム側）

ベトナム最高人民検察院検察理論研究所
所長ゴー・クエン・リエン氏

ベトナム最高人民検察院検察部副部長
ヴ・チョン・トゥオン氏

出席者

（日本側）

法務総合研究所国際協力部教官6名
大阪地方検察庁検事1名

通訳

チャン・ティ・ヒエン氏

（司会）

本日は、ベトナム最高人民検察院のリエン理論研究所長にベトナムの刑事捜査組織令について発表していただきます。一緒にお越しいただいている最高検察院のトゥオン副部長においても、リエン所長のサポートをされるとうかがっております。配布資料として配布しておりますのは、ベトナム刑事捜査組織国会令、ベトナム刑事訴訟法、ベトナム刑法の各翻訳ですが、いずれも仮訳でございますこと御容赦ください。

それから本日の発表におきましては、発表の途中でも随時質問をして疑問点を解明しながら発表を進めていくことについてリエン所長の御了解を得ております。

それでは、リエン所長、よろしく申し上げます。

（リエン）

皆様こんにちは。今日私は、ベトナムの刑事法律制度について皆様に紹介できることを大変うれしく思っています。数日前から私は、国際協力部の教官から日本の捜査機関につい

て教えていただきました。私から考えると、日本の捜査機関とベトナムの捜査機関の組織について、共通点があると感じます。しかし、相違点があるとも感じます。違うのは多分、それぞれの国の組織権が違うからだと思います。それから、それぞれの国々の法律・文化が違うからです。

しかし、どんな国の法律でも、自分の国の実際の問題に従って構成しないとイケないと思います。

私の発表にも不明な点がありましたら、是非遠慮なく御質問ください。

今日、私はベトナムの刑事捜査機関について発表しますが、まず、私はベトナムの国の権限及び国の組織について説明したいと思います。

皆様も御存知のように、ベトナムのすべての権利と主権は、すべて国民のものであります。

ベトナムの国家権力は、集中しています。

分別されていません。しかし、実際では、協力し合って問題解決をしています。例えば、日本では三権分立ですけれども、ベトナムでは、行政・立法・司法が一致しております。

日本や他の世界の国々と違うのは、ベトナムでは三権分立ではないということです。ですから、ベトナムの国のシステムの機能と日本や他の世界の国々とを比べれば、かなり違います。

例えば、日本や他の世界の国々では、検察官の公訴権は司法省に付属しています。しかし、ベトナムでは、最高人民検察院長はベトナムの国会に任命されます。

ベトナムの最高機関は国会であり、つまりは議院です。ベトナムの特徴として、国会はひとつであり、議院がひとつしかないことが挙げられます。国会には国会常任委員会と国を直接統括する組織（政府）とがあります。

常任委員会は、ベトナムの国会の年2回の会議を調整する組織です。一方、国会は、国家主席を選任します。ベトナムの国家主席は、立法だけではなく、行政の活動もします。国会は、政府の主席（日本でいう首相）も任命します。つまり、ベトナムの首相は必ず国会に任命されなければなりません。さらに、ベトナムの国会は、ベトナムの最高人民裁判所長官も任命します。同様に、国会は最高人民検察院の長官を任命します。

政府の下には、いろいろな省があります。

例えば、司法省・国防省・内務省などです。

すべてのベトナムの國務大臣は、首相に指名されます。ですから、ベトナムの制度が日本のそれと違うのは、日本の最高検察庁の検事総長は法務省に所属するのに対して、ベトナムの最高人民検察院の長官は、国会に所属するとともに、国会に任命されているという点にあると思います。

私たちの国では、すべての権力は一致されており、国会は下位の機関すべてに影響を持ちます。三権分立はされていません。

仕事のやり方としては、機関相互に協力し合いますし、お互いに制約されるということもありません。

以上、ベトナムの国家機関について包括的に紹介しました。私の説明で、多分日本の制度とベトナムの制度の違いについてお分かりいただけたと思います。

(日本側)

国会常任委員会というものは1つしかないのですか。

(リエン)

ベトナムの国会常任委員会は、全部で13人から構成されています。委員の任期は5年です。常任委員会の委員長は、国会の議長が務めています。これが第一の特徴です。

(日本側)

常任委員会の他に、特別な委員会というのはないのでしょうか。例えば、法務委員会と外務委員会とか。

(リエン)

ベトナムの国会常任委員会の下にいろいろな小さな委員会があります。例えば、民族共同委員会や法律共同委員会などがそうです。

それから経済国庫委員会もあります。いろいろな共同委員会がありますけれども、それらすべての目的は、国会常任委員会の仕事を補佐するのが目的であり、国会常任委員会も含めて国会の仕事を補佐するのに他なりません。

国会における国会常任委員会の意味は、国会の常任員です。ベトナムの国会の特徴は1年間に2回しか会議が行われておりません。

(リエン)

これから、ベトナムの国家機関の組織原則について説明したいと思います。ベトナムの行政機関は4つあります。最も高いレベルは、

中央政府です。次が省級です。

省級は省及び中央直轄市に分けられます。

ベトナムでは、省と中央直轄市が全部合わせて64あります。私から見ると、日本は非常に大きな国であるのに、47の都道府県にしか分かれていません。しかし、ベトナムでは、管理しやすいように細かく分けています。

ベトナムには64の省級がありますけれども、中央直轄市は5つしかありません。それはダナン、ハノイ、ハイフォン、カントー、ホーチミンです。これら5つの中央直轄市以外はすべてベトナムの省です。4レベルの組織とは、まず中央、次が省、第3番目が県・区・市・特別市です。

なぜ、第3レベルについて、どうしてそのようにたくさんの名称があるのかについて説明したいと思います。

県というのは、ベトナムの1つの行政単位です。農業地帯を指す意味があります。区というのは、中央直轄市の中にある区域のことです。例えば、ハノイにはドンダー区などのいろいろな区があります。その区は、街を形成しているため経営や商売が存在しています。

市というのは、省の一つの機関であり、それには文化・政治・経済の中心地を指す意味があります。普通は、省の行政機関及び司法機関が市に設置される場合が多いです。それから、特別市は、当然、省の文化・政治・経済などを担う機関です。しかし、規模としては、これらは通常の市よりレベルが少し高いのです。そうすると、省の行政機関と司法機関はこの特別市に存在することになります。

つまり、1つの省の中に、市だけではなく特別市も存在する場合があるということになります。これらがベトナムの第三級の行政機関です。

それから、行政機関の最下位のレベルは、合作社と村です。これは説明を省略します。

このレベルは農村の中にある最終的な行政機関の単位です。ベトナムの行政機関組織は4つに分けられていますが、実際には3つまでのレベルしかないと言えます。ベトナムの裁判所、検察院が県級から上にはしかないことから、そう考えられます。私がかここで細かく説明する理由としては、皆さんに配布している国会令と刑事訴訟法の中に今説明したような用語が使われているので、急にこうした言葉を使って説明すると理解しにくくなる

のではと考えたからです。

(日本側)

こうした県や市などは1つの省の中に幾つくらいあるものなのでしょうか。

(リエン)

それは省によって異なります。例えば、タイン・ホア省は36の県に分けられます。一方で、バク・ニン省は8つの県しかありません。ベトナムの司法機関は行政機関の組織に従い、県検察院、県裁判所、省検察院、省裁判所、最高検察院、最高裁判所があります。

しかし、近い将来、2010年以降から、私たちは、司法制度を改革するつもりです。

その方向性としては、例えば、裁判所と検察院を審級別にして担当を振り分けるといったものです。具体的には、第一審をどの機関が担当するか、第二審はどの機関が担当するかということを決めるのです。現在、ベトナムには第一審と控訴審、監督審がありますが、2010年には裁判制度を4つのレベルに分けるつもりです。一番最高なのは最高人民裁判所、次は上告審(日本でいう高等裁判所)、第三級は控訴審の裁判所であり、第四級は第一審裁判所です。ベトナムの最高裁判所は裁判の監督審であり、下級審の裁判所の活動を監督・指揮します。

(日本側)

ベトナムの行政機関の規模についてお聞きしたいのですが。例えば、県や市といったひとつの単位の人口といったものはどれくらいになりますか。

(リエン)

ベトナムでは、人口と発展レベルに基づいて省及び県について評価します。1・2・3といったレベルがあり、「県1」「県2」「県3」というように評価されます。例えば、同じ省級でも、ハノイやホーチミンの知事は役職が高く、給料についても他の省の知事と比べると何倍も高いのです。行政機関の規模によって、給料だけでなく、副知事の人数なども変わってきます。同じように、省級検察院の長官は1人ですが、副長官の人数は省や中央直轄市によって違います。

(日本側)

例えば、県であれば人口はどれくらいのものなのでしょうか。

(リエン)

10万人くらいですけれども、これは普通

の平地部分の県の人口であって、山岳地帯となると、もっと人口は少ないです。また、国境地帯になると、ひとつの県に千人程度しかいません。しかし、ハノイの区では30万人～40万人規模の人口が集中しています。多分、人口密度について言えば、日本もベトナムと同じような人口分布だと思います。

(リエン)

引き続き、私は、ベトナムの捜査機関について説明したいと思いますが、私の国の捜査機関について説明する前に、日本に来てから日本の捜査機関について学んだ内容について、もう一度確認したいと思います。そうすることで、両国の組織及び捜査の仕方について容易に比較できると思います。

私が今回学んだのは、日本の警察官はすべての事件について捜査する権利を持っているということ、そして特別司法警察職員はそれぞれ専門性があるので、特別な事件しか捜査しないということです。警察官も特別司法警察職員も、第一の捜査官という印象を持ちました。検察官は、第二の捜査機関という感じを持ちました。原則的には、検察官はあらゆる事件を捜査する権限があります。しかし、実際には事件の記録を完全に公判に送るために、補充捜査を行います。

一方、ベトナムでは、捜査機関については、3つの捜査機関に分けられます。うち2つは人民公安機関の捜査機関であり、その1つは警察捜査機関、もう1つは治安捜査機関であります。

警察捜査機関は、ほとんどあらゆる犯罪を捜査しますが、2つの犯罪だけは捜査しません。それは、司法犯罪と国家政治安全犯罪です。

この国家捜査機関は、中央・省・中央直轄市・区・県・特別市の各レベルに設置されており、中央レベルでは公安省「捜査局」です。

捜査局の第1の役割は、「麻薬捜査」、「社会秩序安全捜査」及び「汚職事件捜査」を行うことです。この中央レベルの捜査機関は、最も複雑な犯罪や重大な事件についてのみ捜査を実施します。第2の役割としては、下級の捜査機関を直接指揮することです。

ベトナムの公安省には2つの役割があります。まず、大規模な事件及び重要な事件を捜査するという役割です。ナムカムの有名な事件を例にすると、公安省捜査局が直接ナムカ

ム事件を捜査しました。

次は、省級公安部です。1つの省級公安部は4つに分けられます。私たちの国には、64の省及び中央直轄市があり、また、1つの省・中央直轄市には4つの公安部があります。

それらを合計すると、ベトナムには256の公安部の捜査機関があるということになります。それが省級レベルです。省・中央直轄市によっては人口も違いますので、その規模にも違いはありますが、大体60～70人程度の規模となっています。中央の公安省では、4つの捜査局部があります。それら1つ1つの捜査局部の規模は大体200人くらいの規模です。昔のベトナムの刑事捜査機関の特徴として、「探偵部」と「警察部」の2つに分けられていたことが挙げられます。しかし、最近のベトナム刑事捜査機関では、探偵部と警察部とは1つにまとめられています。ベトナムの区と県では、中央レベルの「部」などよりさらに小さな班（グループ）に分けられています。大体1,614の班があります。

以上、捜査警察機関について説明をしました。

先程説明したように、人民公安捜査機関の中には、警察捜査機関と、治安捜査機関があります。治安捜査機関について説明します。

治安捜査機関は、国家の治安犯罪について捜査する役割を持っています。例えば、スパイ罪・脱出罪・国家転覆罪といったものがあります。詳しくは、ベトナム刑法の中にある治安捜査に関する章の部分を御覧いただければ、どのような犯罪が取り扱われるのかが分かると思います。それはベトナム刑法の11章、条文で言うと、78条から91条までです。

さらに治安捜査機関は、公安省と省及び中央直轄市にしか置かれていません。しかもそうした捜査機関は、1つの捜査局としてしか運用されておらず、公安省の場合には捜査局の他に事務局もありますが、省や中央直轄市レベルにおいては、部が1つあるだけで、事務局はありません。なぜかという、そういった大きな犯罪はこのレベルでは少ないからです。

この治安捜査機関では、ベトナム刑法の11章に規定する国家治安犯罪を捜査する他には、他の犯罪事件を捜査する権限も与えられています。例えば、現在捜査中のベトナム

石油汚職事件は有名です。また、貿易省の繊維不正輸出に係る文書偽造事件も捜査しています。

ここまで、私は公安人民捜査機関における捜査機関について説明をしてきました。引き続き、人民軍における捜査機関について説明いたします。

人民公安機関における捜査機関と同じように、人民軍における捜査機関の中には、2つの捜査機関があります。1つは、国防省における捜査機関、その次は、国防省における治安捜査機関です。ベトナムの人民軍における捜査機関は、自分の捜査権限の範囲内しか捜査はしません。例えば、軍人の規則に反する犯罪などです。これはベトナムの刑法の23章、それから24章を御覧いただければと思います。刑法の315条以下です。

また、軍人が犯罪主体者である場合に捜査をします。もちろん、それが単なる軍人の犯罪ではなく、国防治安に関わる犯罪である場合に捜査をするのです。例えば、同じ部隊の人間を殺してしまった場合には、単なる殺人事件というだけではなく、国防省における犯罪となります。

さらに、軍人ではなく、一般の人が部隊や駐屯地内に侵入し犯罪を行った場合にも、国防の治安捜査機関が捜査します。しかし、軍人あるいは軍の関係者が、その基地あるいは駐屯地などの敷地外において犯罪を犯した場合には、また、捜査権限の所在が変わってきます。その場合は、人民軍における捜査機関は公安における捜査機関にこの権限を移します。

人民軍における捜査機関は、3つのレベルに分けられます。まず、国防省級です。国防省刑事捜査局が国防省級の捜査機関です。その次のレベルは軍区捜査機関及び軍区相当捜査機関です。このレベルには、30の捜査機関があります。次は区域刑事捜査機関です。

このレベルには68の捜査機関があります。

その具体的な人員については軍隊の機密であるため、私も把握できておりません。

人民軍における治安捜査機関は、2つのレベルに分けられます。1つは、国防省級の治安捜査機関、もう1つは軍区相当の治安捜査機関です。軍区と軍区相当治安捜査機関は、11に分けられます。以上、人民軍における捜査機関について総括的に説明しました。

ベトナムには第3の捜査機関があります。

引き続き説明しますと、それは、ベトナムの最高人民検察院の捜査機関です。ベトナムの最高人民検察院には、捜査局があります。

この捜査局の特徴は、司法犯罪についてのみ捜査活動をするということです。捜査局では、捜査活動を侵害する犯罪を捜査します。これは、刑法の22章に規定があります。例えば、293条では無罪の人に刑事責任を追究するといった場合、あるいは294条では罪がある人に対して刑事責任を追究しないといった場合、また、刑事訴訟法295条では、間違っただけの判決を言い渡した場合などについて規定されています。そして、この司法活動を侵害する犯罪を行う主体は、司法機関の職員です。例えば、裁判官や検察官、捜査官や執行官です。

最高人民検察院の捜査局には26名の職員が勤務しています。1年間に8件から10件くらいの司法活動侵害犯罪を捜査します。司法活動侵害犯罪は、大変複雑な捜査が必要とされます。

その他、最高人民検察院の捜査機関には、最高人民中央軍事検察院があります。これも検察院の捜査部で、この捜査部は、職員数は8～10人です。捜査局も中央軍事検察院も2002年以前は省及び県にも設置されていましたが、2002年以降から省と県の検察院の捜査局や軍事検察院は無くなり、最高人民検察院の捜査局と最高人民中央軍事検察院だけとなりました。

ここまで、私は最高人民検察院の捜査機関について包括的に説明しましたが、以上に関して何か御質問はありませんか。

(日本側)

人民軍における捜査機関と軍事検察院の紹介がありましたので、その関係で御質問します。裁判所も人民軍の裁判所という特別の軍事裁判所があるのですか。

(リエン)

その質問について御説明したいと思います。

一応、中央軍事検察院の捜査部は、最高人民検察院の機関であり、別々の捜査機関ではありませんが、実際はひとつの機関です。なぜならば、ベトナムの最高人民中央軍事検察院のトップは、ベトナム最高人民検察院の副長官です。司法活動犯罪があれば、軍事活動侵害犯罪もあります。ですから、それぞれの機

関に捜査機関を設置して、それぞれの犯罪を取り扱うこととなります。当然、軍隊の中の裁判官や検察官でも犯罪を犯す人がいます。司法省職員、検察官や裁判官でさえ犯罪を犯す人がいます。だから、それぞれ犯罪を捜査しなければならないのです。

改めて説明しますと、ベトナムの捜査機関は、ベトナムの法律に定められたように3つの捜査機関に分けられます。この3つの捜査機関の他に、まだ別の捜査機関がありますが、その捜査機関は最初の捜査活動を担当する任務を与えられる捜査機関です。しかしながら、それらは幾つかの捜査活動しか執行を認められていません。国防を担当する国境警備隊・税関・森林警備隊・沿岸警備隊などがそれです。

(司 会)

テーマが少し変わってきているので、少しお待ちいただけますか。ここまでの3つの捜査機関の説明のところまでで、皆様方から何か追加の御質問等はございませんか。

(日本側)

最高人民検察院捜査局の扱う事件数は年間8～10件程度ということですが、中央軍事検察院の捜査機関が扱うおよその事件数は分かりますか。

(リエン)

非常に少ないです。1年間に1件か2件くらいしかありません。何故なら中央軍事検察院の捜査部の規模は小さく、捜査官が8人しかいないためです。

(日本側)

人民軍における捜査機関ではいかがですか。

(リエン)

こちらは国防省の刑事捜査機関です。その事件数は年間数百件と多いですが、詳細な事件数について私たちは把握しておりません。

これについては機密事項ですので、公表もされませんし、知ることもできないのです。

(日本側)

公安省における捜査機関は、1つが警察捜査機関、もう1つが治安捜査機関という2つの別々の組織があるということでしたが、双方の捜査機関内で人事交流というものはあるのですか。

(リエン)

はい、あります。

(日本側)

ということは、組織は2つに分かれて別々ではあるけれども、全体としては一体の機関、一体の公安省を構成していると考えていいのですか。

(リエン)

はい、そう考えていただいて結構です。

(日本側)

もう一つが組織の縦のラインについての質問なのですが、ベトナムの捜査機関は、まず一番上に中央政府レベルの捜査局があり、その次に省レベルの捜査局があり、三番目に県レベルの捜査機関があるというお話でした。

これらのレベル相互の職員間の人事異動というものもあるのですか。

(リエン)

それは自由です、自由に異動しています。

例えば、省の中には警察捜査官と公安捜査官がいるので、二人の人事に関する責任者がその異動について自由に指揮することができます。ですから、個別の刑事捜査部長が、来月、また公安捜査部長になるとかについては、省の公安のトップが決めるということになります。

(日本側)

現在、ハノイに勤務している警察官が、今度、ホーチミンに転勤するといったような国内での転勤というものはありますか。

(リエン)

自由です。それは人事異動に関することですから、上の人が決めます。

(司 会)

それでは、午前中はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

(午前発表終了)

(司 会)

それでは、午後の発表を始めます。これまでの発表を通じて、日本側から何か質問等ございますか。

(日本側)

午前中は分かり易く説明をしていただき、ありがとうございました。今回御説明いただいたのは、現行の組織令に基づく体制だと思いますが、それ以前の組織令(1989)に基づく体制と、現行(2004)の体制とがどのように変わっているのかについての御説明をいただきたいのですが。特に、午前中に

御説明いただいた組織の中でこういった変化があったのかについて知りたいと思います。

と言いますのも、ベトナムの刑事訴訟法等の改正で、事件管轄が省級から県級にかなり委譲されたということを聞いておまして、それに伴って体制的な変化が今回あったのかどうかについて知りたいと思っているからです。

(リエン)

私は、午前中、国会令について説明をしました。この国会令は2004年に制定されたものです。基本的に、実際の捜査活動と国会令に定められた内容にはほとんど違いがありません。例えば、国会令の第一章には各捜査機関について規定されていますが、私はその中で、各捜査機関の組織・役割について説明をしました。その次に、私は捜査機関の管轄権についても説明しました。法律に定められた管轄権についてです。説明の仕方としては、国会令に基づいて説明をしたつもりです。

(司 会)

ただ今の質問の趣旨は、私たちが知らない2004年以前の国会令と現行の国会令とを比べて、変わったところがあったのか聞きたいということです。

(日本側)

そして、今回の組織令が事件管轄、いわゆる省級で取り扱う事件を県級にかなりの部分委譲したということで、それに伴った組織の変更というものがあったのかどうかについてお聞きしたいのです。

(リエン)

変更点はあります。その基本的な変更は、ベトナムで2004年に施行された刑事訴訟法の規定がその根拠となっています。国会令というのは、2004年に誕生したベトナムの新しい刑事訴訟法をより分かりやすく説明・解釈するための法令の一つです。例えば、2004年の7月に施行されたベトナムの新しい刑事訴訟法よりも前の法令では、ベトナムの県裁判所は、犯罪は懲役7年までのものしか取り扱っていませんでした。同様に捜査機関も、懲役7年程度のレベルの事件しか捜査する権限は認められていなかった。しかし、2004年の新しい刑事訴訟法では、県裁判所は7年から15年までの懲役刑に関する事件を取り扱うようになりました。同じように、捜査機関も最大の量刑が15年までの事件を

捜査できるようになりました。例えば、刑事訴訟法の170条には、各級の管轄権についての規定があります。そこには、県裁判所では重大でない事件、重大な事件、極めて重大な事件を管轄する権限があるとの規定がされています。

(日本側)

それを前提にして、当然県級で処理する事件が増加するので、仕事が忙しくなるということから、それに対応した組織の変革というのがこの国会令に反映、その仕事量に合わせた組織の変革というのがこの国会令で定めているのですか、それとも従来の組織の区分との変更はないのでしょうか。

(リエン)

新しい刑事訴訟法によれば、県級裁判所での第一審の裁判の数は増えていきますので、当然忙しくなります。そうすると、法曹人口を増やさなければならなくなる。例えば、裁判官の数・捜査官の数・検察官の数、それだけではなく、施設導入なども実行しなければなりません。2004年の刑事訴訟法の新たな公判管轄権は、遅くとも2009年7月1日までに全国で一律に実行することになっています。しかし、現在のところ、わずか100程度の県級しか実行されていません。つまり、ベトナム全体では、県級は約500か所ありますが、実際のところ、100程度の県級しか運用されていません。

(日本側)

県級の捜査機関には4つの部隊がありますが、こうした4つの部隊はこの組織令が発効する前から県級の機関に設けられていましたか。

(リエン)

捜査機関は3つのレベルがあり、省レベルでは4つ部があるということです。現在は3つのレベルですが、近い内に4つのレベルに分けるつもりです。省警察機関は4つの部門があります。同様に、公安省の警察捜査機関の中には、4つの捜査局があります。1つの捜査局では、一定の犯罪事件しか捜査しません。ある捜査局は麻薬事件のみ捜査します。

また、ある捜査局は職務に関連する汚職事件しか捜査しません。1つの県捜査機関には3つの捜査部があります。そうすると、全国では538県あるので、1,614部あるということになります。これは今回の新しい国

会令において解釈された内容です。この国会令ができる以前には、公安省には1つの捜査機関しかありませんでした。省級捜査機関でも1つの捜査機関しかありませんでした。しかし、公安省の中の1つの公安局が捜査を行うには、いろいろな部が必要です。その部とは、捜査部ではなくて、探偵局です。新しい刑事訴訟法では、探察局も捜査局も1つになります。そうすると4つに分けられることになります。

(日本側)

別の聞き方をしたいのですが、ベトナム刑法135条の財産の強奪に関する条文のうち、1項の場合は、懲役1年ないし5年であるとの記載があります。それが2項を見ると、組織的的手法で行われた場合、すなわち組織犯罪として行われた場合には、懲役3年ないし10年となっています。私が思うに、昔の刑事訴訟法だと、1項は県級の捜査機関や県級裁判所が扱った。しかし、2項の内容は県級では扱えないので省級で扱うという内容であったと考えるのですが、いかがでしょうか。

(リエン)

そのとおりです。

(日本側)

ところが、今回刑事訴訟法が変わったので、1項も2項も両方県級でできるようになったということでしょうか。

(リエン)

新しい刑事訴訟法では、おっしゃったとおり、135条では1項、2項だけでなく、3項も含まれます。

(日本側)

ということは、その前の133条も134条も136条も皆似ているのだけれども、要するに、新刑事訴訟法では、2項の重い罪も県級でやれるようになったと考えてよろしいですか。

(リエン)

133条は誘拐罪です。ベトナムの新しい刑事訴訟法では、刑法133条1項から2項までしか県級では扱わないことになっています。

(日本側)

私がこれらの条文から思うことは、組織犯罪についてはこれまで省級でしか扱えなかった。それが法改正により、県級でも組織犯罪を扱えるようになった。そこで、県級で扱う

仕事が増えたと思うのです。そこで、県級の捜査機関で、組織犯罪対策部であるとか、組織犯罪対策本部といった新たな組織を作ったような経緯はありましたか。

(リエン)

県級では、扱う事件が増えて、3つの捜査部を作ります。

(日本側)

その中に組織犯罪を専門に扱う部はありますか。

(リエン)

治安、経済、麻薬といった専門的な犯罪を扱う部を作るつもりでいます。

(日本側)

ということは、組織犯罪といったくりではない訳ですね。

(リエン)

ここには捜査部専用の事務所はありませんが、仕事の補助をしてくれる職員はいます(その事務所はあります)。つまり、1つの県級捜査機関には3つの捜査部と1つの事務所がある訳です。

(リエン)

これから、幾つかの捜査活動の任務を与えられている機関についての説明をしたいと思います。ベトナムの新しい刑事訴訟法の規定によりますと、ベトナムには3つの捜査機関以外に、刑事訴訟法の規定に従って5つの捜査機関が設けられています。例えば、国防省に属する国境警備隊などです。午前中に話した刑事捜査機関と治安捜査機関と別の国防省の機関です。国防省は、これら下位の組織をコントロールする役割を持っています。国境警備隊や沿岸警備隊をコントロールする役割です。その他国防省に所属する機関として、拘留所、刑務所の監督を行う機関や軍隊司令官があります。公安省には、捜査機関と治安捜査機関の他に、消防局と社会秩序行政管理警察局があります。このように、公安省からいくつかの捜査活動権限を与えられている捜査機関があります。当然、他にもいろいろな機関が存在します。財政省には税関総合局がありますし、農業省の中には森林局があります。

私は、日本の国税庁の中には、捜査官と同じような捜査を行う権限を持つ査察官がいることを学びました。日本の国税庁では、査察官が犯罪を示す事象を発見した際には、検察

庁に報告すると聞きました。しかし、この査察官の捜査活動は刑事訴訟法ではなく別の法律で規定されます。しかし、ベトナムでは日本と違って、私がこれまで話したすべての機関が捜査活動を行う際には刑事訴訟法の規定に従わなければならないことになっています。

例えば、3年以下の量刑の犯罪事件などで

す。その場合には、いま説明した機関に捜査を行う権限があることになり、捜査した後に検察官に捜査書類を送付することになります。

これは3年以下の犯罪の場合ですけれども、もし3年以上の犯罪の場合には、捜査する権限が制限されます。重大な事件の場合には、現場検証、証拠物の収集、差押えをする権利があります。しかし、すべてが終わってから検察院に送致しないとイケないのです。この内容は、刑事捜査組織国会令の19、20、21、22条に規定されています。

(日本側)

説明された機関は、国会令の23条1項に名前の挙がっている機関が多かったと思いますが、そう考えてよろしいでしょうか。

(リエン)

23条1項には、公安省に所属する機関だけが規定されています。24条も公安省に属する機関ですね。

(日本側)

23条の始めの方に、拘留所・収容所といった記載がありますが、国防省の下に書いていただいたものは23条の拘留所・収容所と同じものなのでしょうか。

(リエン)

国防省の下にある拘留所には、犯罪を犯した軍人のみが収容されることとなります。一般の犯罪者はここではなく、公安省の下に置かれる拘留所に収容されます。国会令19条には、国境警備隊の権限についての規定があります。20条では税関の管轄権、21条には森林警備隊の管轄権、22条には沿岸警備隊の管轄権、23条では人民公安警察機関以外の幾つかの捜査機関の管轄権、24条では、人民治安機関以外の幾つかの機関について、25条には人民軍捜査機関以外の幾つかの捜査機関についての規定があります。

(日本側)

犯罪の量刑が3年以下のものについては、各種の捜査機関が捜査できるということす

が、19条から22条までの規定の中で、具体的にどの部分が3年以下の事件を捜査できるという規定になっているのか御説明いただけますでしょうか。

(リエン)

具体的な例で説明しますと、刑事国会令の19条では、国境警備隊の捜査管轄権についての規定があります。その第1項では、幾つかの犯罪に対して捜査する管轄権についての記載があります。具体的には、刑法11章の中の国家治安侵害罪、人身売買、それから国境における密輸罪。例えば、19条1項aの重大でない事件とは、ベトナム刑法8条により懲役3年以下の犯罪のことで、例えば、それが現行犯逮捕の場合と証拠が明らかな場合、国境警備隊は事件を立件する決定をします。そして、刑事訴訟手続に従って、捜査活動を行います。その後は、事件を立件してから20日以内に検察院に捜査記録を送付します。

(日本側)

19条a号とb号の違いは、a号については、「捜査を完了することができる」と規定されているのに対し、b号にはそのような規定がありません。

(リエン)

そうです。a号では捜査を完了することができますが、b号では重大な事件又は極めて重大な事件、複雑な事件について規定されており、その場合は、幾つかの捜査活動をする権限と事件を立件する権限しかありません。

その後は、立件してから7日以内に事件を管轄捜査機関に送付しなければなりません。

(日本側)

a号とb号の最大の違いは、逮捕できるかどうかではないでしょうか。つまり、a号では任意捜査、b号では逮捕が認められている。

そこが最大の違いではないでしょうか。

(リエン)

逮捕については、a号及びb号でも逮捕することはできません。その場合は管轄権を持っている捜査機関に逮捕状を請求しなければなりません。ベトナムでは、誰でも現行犯を逮捕する権限がありますが、逮捕してから公安機関に連れて行くまでの期間を、「行政逮捕」といいます。公安機関に送った後、公安機関はその被疑者に対して逮捕状を請求します。そして、勾留する期間を決めます。公安機関に送って初めて捜査活動が始まります。

例えば、特別市では、被疑者を捕まえた後、2時間以内に捜査管轄機関に送ります。送った後、公安機関が捜査活動を始めます。例えば、逮捕状を請求したり、勾留期間を決めます。

(日本側)

刑法153条(密輸)1項は3年以下の懲役で、2項から4項では重い罪になっていきます。そこで、捜査当初は1項の犯罪だと思って捜査したが、捜査したら2項以降の重い罪だと判明した場合はどうしますか。

(リエン)

その時は、省級捜査機関に送付しなければなりません。

(日本側)

その場合、期間の制限についてはどのようになるのでしょうか。守れなくても仕方ないのでしょうか。

(リエン)

例えば、捜査機関では、重大でない事件であれば、基本的には2か月間の捜査期間があり、必要があれば、更に2か月間延長することができます。その途中で重大な事件であると分かった場合は、事件の記録を捜査管轄権がある機関に事件を直ちに移送しなければなりません。

(日本側)

重い事件だと判明した場合は、直ちに移送しなければならないということですね。

(リエン)

そうです。ですから、ベトナムで事件を立件する場合は、必ず、立件する事件の法律の適用を記載しなければなりません。刑法の何条の何項か記載していれば、捜査する機関がどこか分かります。

(リエン)

捜査機関が行っている捜査活動について、検察院の役割をトゥオン氏から説明いたそうと思います。ベトナムも日本でも検察官の役割は同じだと思います。日本の検察官には補充捜査する権限があると聞いております。

ベトナムの検察官も必要があると判断すれば補充捜査します。例えば、証人尋問したりします。また、捜査機関の捜査活動をチェックする役割もあり、それは検察官にとって最も大切な義務です。

(トゥオン)

私は、ベトナム最高人民検察院の所属です。

ベトナムの刑事治安事件の捜査と公訴を担当しています。リエン氏は、公安省に所属する捜査機関について説明しました。公安省では4つの捜査機関があります。私は、公安省に所属する4つの捜査機関の活動を監督する1人です。第1の捜査機関は、14局といいます。14局とは、刑事事件を取り扱う機関です。例えば、殺人、強盗、わいせつ事件などです。第2の機関は、15局です。15局は、経済事件、政治事件を扱います。17局では、麻薬事件を取り扱います。以前、国会令が出るまでは、16局しかありませんでしたが、今は、16局は、事務機関として各種報告や行政管理をすところ。14・15・17局を捜査公安局といいます。その他に、捜査治安局であるA24局があります。

省級公安には、同様の捜査部として14部、15部、16部、17部があります。

14局の捜査活動を監督する機関は最高人民検察院の「1A」部といいます。また、15局の捜査活動を監督する機関は「1」部、17局の捜査活動を監督する機関は「2」部です。A24局の捜査治安を監督するのは最高人民検察院の「2」部です。それぞれの部に高等検察官15名が配置されており、彼らは国家主席に任命されます。それ以外に検察事務官も沢山います。省級の検察院でも同様です。省級検察院の「1A」課、「1」課、「2」課には中級検察官が配置され、彼らは最高人民検察院長官に任命されます。高等検察官は全国を管轄します。例えば、リエン所長（高等検察官）が何か命令をすれば、全国で執行しなければなりません。

具体的に1つの事件の訴訟活動について説明します。

例えば、ある被疑者が麻薬を運搬します。

そして捜査官が被疑者を逮捕すると、まず暫定留置を決定します。その期間は原則として3日間です。そして、捜査機関は検察院に文書で報告し、検察院が暫定留置の承認決定を発付します。緊急逮捕の場合は逮捕状を発付します。現行犯逮捕の場合は、逮捕の承認決定は必要ありません。暫定留置は3日間の延長ができ、更に3日間再延長ができますが、検察院の承認決定が必要です。検察院が必要と認めなければ、直ちに被疑者を釈放しなければなりません。最長9日間の暫定留置期間に、犯罪を証明する証拠が見つからなければ

被疑者を釈放しなければなりません。また、この9日間の間には検察官が暫定留置場に行って取り調べることができます。ベトナムの新しい刑事訴訟法の原則では、冤罪をなくすということと、犯罪を放置しないということが原則になっており、犯罪を検察院に報告した以上、冤罪になったり、犯罪を放置したりした場合、検察院の責任にもなるからです。損害賠償を請求される場合もあります。

承認決定は、検察院の長官及び副長官がしますが、実際には、他の検察官に権限を委任しています。

麻薬を運搬する被疑者を逮捕した後、犯罪を示す証拠があるならば、必ず事件を立件しなければなりません。事件を立件した後、被疑者を立件します。被疑者を立件する場合は、必ず、検察院が承認しなければなりません。

もし、検察院が被疑者の立件を承認しなければ、その被疑者について捜査することができません。

被疑者の立件は検察院が承認しますが、承認されて初めて、被疑者として取り調べることができます。そうするとその被疑者を勾留することができます。犯罪の性質によって勾留する期間が変わります。例えば、2か月、3か月、4か月です。

通常の犯罪は2か月間の勾留となっていますが、麻薬の事件は特別な事件ですから、勾留期間は4か月間です。また、すべての勾留期間は、検察院が決めます。つまり、公安機関が被疑者に対して4か月間の勾留請求をしても検察院が承認をしなければ、被疑者を釈放しなければなりません。

刑事事件の捜査については、いろいろな活動があります。例えば、搜索、差押え、財産留置です。財産留置とは、例えば、ある被疑者の自宅からヘロインが発見された場合、公安の捜査官がこの家を財産留置します。その管理を家主に任せます。公判でその家を没収する場合もあるのです。これらも検察院の承認が必要です。

捜査過程において、公安が被疑者に尋問したり、事件関係者や被害者に対して供述を聴取したりしますが、検察官も同様のことをする権利があります。捜査終了後、捜査公安機関は、捜査結論書を提出しなければなりません。捜査結論書の中で、被疑者を検察官に起訴するように要請し、あるいは、被疑者に対

する起訴の中止を要請します。捜査結論書と事件記録を一緒に検察院に移送します。20日か30日以内に検察院が起訴決定を発付して、その後、裁判所に事件を送ります。あるいは、中止し、又は、公安捜査機関に補充捜査のために事件記録を返却します。もし検察院側が起訴決定を発付する場合は、発付してから3日以内に起訴状を被疑者に渡さなければなりません。そして、被疑者と事件記録関係書類を裁判所に送付します。これは、公判の準備をするためです。裁判所は、原則的には、40日又は3か月以内に事件を公判活動として裁判をしないといけません。公判活動では検察官の役割は公訴権を持つことです。

そして、弁護人と弁論します。弁論する目的は、被告人を有罪にさせるために論告することです。事件捜査活動では、検察院は事件の捜査決定権を持っています。例えば、検察院側は捜査機関に対して文書又は口頭で指示をします。捜査機関がやっていることが正しかったのか間違っていたのかすべての最終責任は検察院にあります。これは新しい刑事訴訟法の中の一変変わった部分です。刑事訴訟法を施行してから1年と8日経ちました。ですから、事件に対して捜査することと、事件を解決するまでには、ベトナムの検察官は、誰よりも訴訟のことについて詳しい知識を持たなければなりません。以上、事件を立件してから解決するまでの過程について説明しました。

(日本側)

被疑者を立件するというのはどういうことを指すのでしょうか。

(トゥオン)

つまり被疑者を立件すると、ベトナムの刑法の中に定められた犯罪について被疑者を逮捕することもできるし、暫定留置することもできるし、いくつかの公民の権利を制限することもできます。その他には当然その被疑者を取り調べることもできるし、必要な場合は拘留所に入れることもできるし、手錠をかけることもできます。しかし、捜査段階で犯罪を示す事象がなければ、損害賠償をしなければなりません。

(リエン)

付け加えて説明します。例えば、ある殺人事件があり、1人の遺体があったとします。

その遺体がどういう理由で死亡したのか、

ともかく事件として立件しなければならないのです。刑事訴訟法の104条に詳しく規定されています。事件が起きたら捜査機関が直ちに事件を立件しなければならないのです。事件を立件してから犯罪を犯した新たな証拠がある者を見つけたら、被疑者として立件します。しかし、捜査機関は、その被疑者に対して必ず犯罪を証明する根拠がない限り被疑者を立件しません。漠然とした根拠では駄目です。先ほどの殺人事件の例では、遺体には残っている血もあるし、傷もある。あるいは、被害者の家を検索しに行くと新たな証拠が見つかります。そうすると証拠が見つかって初めて被疑者を立件することができます。つまり、証拠がはっきりとしない限り、被疑者を立件しません。当然、事件を立件するときには、検察院が承認する必要があります。承認した以上、捜査機関がきちんと捜査しなければ、検察院が損害賠償責任を負うことになります。

(日本側)

被疑者を立件する前の段階で暫定留置等を行うことは可能ですか。

(トゥオン)

当然できます。暫定留置することはできませんが、疑わしい者しか暫定留置しません。被疑者を立件して初めて勾留することができます。

(日本側)

何故、被疑者を立件する手続が必要なのでしょう。

(トゥオン)

立件しなければ、訴訟活動を執行することができないからです。

(日本側)

それは刑事訴訟法に規定されているからですか。

(トゥオン)

刑事訴訟法126条に規定されています。

(日本側)

立件という制度は、ベトナムではいつ頃からあるのでしょうか。

(トゥオン)

1945年からです。

(日本側)

立件という制度は、ベトナム独自に作ったものなのでしょうか。それともどこかの国をモデルにしているのでしょうか。

(トゥオン)

このベトナムの事件及び被疑者の立件という制度は、1988年の刑事訴訟法に規定された制度です。しかし、1988年の刑事訴訟法より前にいくつか規定された文書があります。恐らくこの制度はフランスの影響ではないかと思います。

(日本側)

立件の決定は、対外的に、例えば、マスコミなどに公表したり、被疑者に通知したりするのでしょうか。それとも、内部的に検察院が決定するだけなのでしょうか。

(トゥオン)

マスコミに公表したりすることはあります。また、重大な事件や大きな事件は公表すべきです。しかし、窃盗や万引きなどの事件は、わざわざマスコミには出しません。

(日本側)

被疑者を暫定留置する前に公表して逃亡されるということはないのでしょうか。身柄を確保する前に立件を公表しても弊害はないのでしょうか。

(トゥオン)

指名手配の場合は、マスコミなどに公表します。しかし、容疑がある者すべてを公表することはしません。それは秘密です。

(丸山)

被疑者の立件は誰かに通知することはしないのでしょうか。例えば家族とか。

(トゥオン)

はい。立件された人の家族に通知することはありませんが、被疑者の勤めている機関に通知します。勾留する場合は、家族に通知します。家族は、弁護人を選任する役割もあるので、通知するべきです。

(日本側)

被疑者を立件し、捜索差押えをするに際しては、令状は検察院が発付するのでしょうか。

(トゥオン)

ベトナムでは、逮捕する場合は次の3つがあります。第1に現行犯逮捕です。現行犯逮捕の場合は何人も逮捕することができます。

それから緊急逮捕の場合は、すぐに逮捕しなければ新たな犯罪を犯す可能性や証拠隠滅をする可能性、逃亡する可能性がある場合です。緊急逮捕の場合は、逮捕後に捜査機関が発付し、承認を得るため検察院に報告します。通常逮捕の場合は、捜査機関

が発付し、承認を得るため検察院に報告します。検察院が承認決定にサインして初めて逮捕することができます。

(日本側)

裁判所の関与というものはないのでしょ

うか。

(トゥオン) ありません。裁判所が逮捕できる場合は、裁判所内での犯罪の場合だけです。

(日本側)

捜索・差押えをするに際しての裁判所の許可はいら

ないのでしょうか。

(トゥオン) 公安の捜査機関が発付したり、差押え許可状を

発付したりする権限があります。

(リエン) 刑事訴訟法の141条が捜索差押令状の場合で、通常逮捕の場合は80条に、緊急逮捕は81条、現行犯逮捕は82条に規定があります。説明しますと、人民検察院の長官及び副長官、裁判所の長官及び副長官、捜査機関の長官及び副長官、最高人民裁判所控訴裁判部の審議合議体のメンバーが発付することができます。捜査機関の長官及び副長官が発付する場合は、検察院の承認決定が必要です。日本では裁判官が発付しますが、ベトナムではそのようなことはしません。ベトナム裁判所は、捜査活動には関与しません。裁判所は、検察院が起訴した事件しか介入しません。つまり、検察院が事件を起訴しない限り裁判所は干渉しません。

(司 会)

本日の発表会は、これで終了いたします。どうもありがとうございました。

～第2部～

日時：平成17年7月11日（月）

10:00～12:30

14:00～17:00

場所：大阪中之島合同庁舎

4階セミナー室

発表者

（ベトナム側）

ベトナム最高人民検察院検察理論研究所
所長ゴー・クエン・リエン氏

ベトナム最高人民検察院検察部副部長
ヴ・チョン・トゥオン氏

出席者

（日本側）

法務総合研究所国際協力部教官5名
大阪地方検察庁検事1名

通訳

チャン・ティ・ヒエン氏

（司 会）

今回は、リエン所長とトゥオン副部長からベトナムの捜査機関と刑事手続について、概略の説明をいただきました。今日はそれに対する質疑から始めたいと思います。質疑の後、捜査機関の管轄の問題、捜査機関相互、それから検察院との協力関係について発表していただきます。

（日本側）

刑事事件の立件と被疑者の立件について質問します。おそらく、手続の開始にはいろいろなパターンがあるかと思うのですが、例えば、現行犯逮捕する場合には、事件の立件も被疑者の立件もすぐにやってしまうだろうと想像しています。しかし、逮捕状発付あるいは、ベトナムの言葉では指名手配状発付をするような事件では、刑事事件の立件があって、後に被疑者の立件をやるかと想像しています。こういった刑事事件立件や被疑者の立件について、何日以内にしないといけないという期間制限は無いのか、あるいは、どの程度の嫌疑があったら立件するのか、そこを教えてくださいませんか。

（リエン）

現行犯逮捕の場合には、事件を立件するときに自動的に被疑者を立件することになります。なぜならば、やったことが著しくはつき

りしているのです。現行犯逮捕の場合は、捕まえて捜査機関に送致されます。捜査機関では、事件の性質によって必要な場合はすぐに逮捕状が出ます。

（日本側）

現行犯人は誰でも逮捕することができて、それを捜査機関に連れて行く訳ですね。捜査機関でまた逮捕状が出るのですか？

（リエン）

そうです。捜査機関に連行して、初めて逮捕状を発付します。ベトナム刑法の82条です。現行犯人は何人も逮捕できるし、そして、公安機関に連行できると規定されます。

最も近い委員会及び捜査機関に連行することができます。そして、連行を受けた捜査機関、検察院及び委員会は、被疑者を受け取った後、すぐに公安機関に送らないといけません。

同じように、ベトナム刑法83条です。

現行犯逮捕と緊急逮捕の場合、被疑者を捕まえた後に、根拠がなければ、公安機関が24時間以内にその人を釈放しなければならないです。緊急逮捕の場合は、81条2項に規定される人しか逮捕できないです。通常逮捕の場合、事件が起きた後、必ず捜査機関が事件を立件しなければならないです。事件の立件から被疑者を逮捕するまでの間に、被疑者がやった証拠を集めなければなりません。事件を立件しても、被疑者を逮捕する理由がなければ、逮捕はできません。例えば、証拠に根拠がない場合は、被疑者を逮捕できません。

ですから、被疑者を捕まえる前に、被疑者を立件しないと行けません。

（日本側）

要するに、逮捕状を発行する前に、被疑者を立件しないと行けないのですね。

（リエン）

そのとおりです。ベトナム刑法80条に被疑者を逮捕する権限を持っている人について規定されています。検察院長官及び副長官、裁判所の長官、副長官及び裁判長が人を逮捕する時は何もありませんが、捜査機関が人を逮捕する時、必ず同じ級の検察院の長官が承認しなければならないです。

（日本側）

80条1項ですね。現行犯逮捕と緊急逮捕の場合は、事件立件と被疑者の立件は同時にやるということなのですね。

(リエン)

はい。そうです。事件を立件してからすぐに、又は同時に、被疑者を立件します。立件する際に、暫定留置するかどうか、また、勾留するかしないかを定めることもできます。

(日本側)

日本語では83条1項に被疑者の証言の聴取、131条以下に被疑者の取調べの規定がありますが、ベトナム語の「レイ」が「聴取」の意味ですか。

(リエン)

83条1項は、被疑者を立件する前に供述を聴取することです。

(日本側)

それは、131条以下の「ホイ・クン」とどう違うのですか。

(リエン)

被疑者を立件する決定がない限り、供述調書を取る（ホイ・クン）はできません。

ある人が現行犯逮捕されたとします。捕まった人は直ちに捜査機関に送致されます。捜査機関がその人を受け取った後、24時間以内に証言を聴取します。証言を聴取する際、有罪だと分かっていたら、事件を立件し、被疑者も立件します。事件と被疑者を立件して、初めて被疑者を取り調べ、供述調書を作ることができます。

例えば、Aさんが自転車を盗んで、現行犯逮捕されたとします。Aさんが捜査機関に連行され、捜査機関はAさんの証言を聴取します。つまり、取り調べではなくて、事情を聴きます。そして、その場で自転車の価値、値段を確認し、50万ドン（日本円で4,000円位）以上の価値があるかどうか、Aさんが有罪かどうかの根拠になります。また、その当事者に対して、前科前歴があるかどうかを調べて、身上関係が良ければ、釈放した方がいいです。また、50万ドン未満であれば、罪として成立しません。刑法138条1項に、価値について細かく決められています。

法律では、証言を聴取することと取調べとは意味が分けられています。

(日本側)

日本でも、弁解録取という手続があるので、同じではないけれど似ていると思いました。確認ですが、証言の聴取（レイ・ロイ・ハイ）の時は書面は作らないのですか。

(リエン)

供述調書ではなくて、調書を作ります。方法は供述調書の作り方と同じですが、事情を聴くという形になり、暫定留置者に対して証言を聴取する調書という名前になります。私たちの経験から言えば、逮捕された人及び被暫定留置者の最初の調書は非常に意味があります。なぜなら、最初ですから、頭の中では色々なずるい考えが起きないからです。

(日本側)

今のお話にありました、「取調べと聴取は違う」というのは、相手方に対して、権利や義務の告知をする必要がないということで違うということですか。取調べの場合だと権利や義務の告知があるけれど、聴取の場合はないということでしょうか。

(リエン)

もちろん、権利と義務について説明しなければならないです。例えば、日本と同じように、弁護人選任の権利と黙秘権があります。

しかし、権利よりも誠実に供述するのが基本的な義務だと伝えることが多いです。なぜなら、やったことに対する情状酌量について意味があるからです。

(日本側)

今の説明は、「供述の聴取（レイ・ロイ・ハイ）」と「被疑者取調べ（ホイ・クン・ビ・カン）」の両方についてあてはまるのでしょうか。

(リエン)

両方についてです。

(日本側)

刑事訴訟法131条に、被疑者の取調べについて規定がありますが、被疑者の取調べの場合ですと、立件された決定が出て、被疑者の権利と義務を取調べの前に説明しなければならない、という規定があります。83条1項の24時間以内の供述の聴取の場合は、立件の決定がないので、被疑者の取調べに準じて、権利と義務の告知をするということですか。

(リエン)

聴取前に、権利と義務について説明しなければならないです。

(日本側)

何か、根拠となるものはありますか。

(リエン)

具体的には規定されてないのですが、現行犯逮捕だからこそ、言っても言わなくて

も事実ははっきりしているから、証明できます。

(日本側)

運用としてやっているということですか。

(リエン)

はい、そうです。

(日本側)

131条では、被疑者の権利義務は49条に定めるものを説明するとあります。その被疑者の権利義務の中に、黙秘権というのは規定がないのですが。

(リエン)

ベトナムの法律上、黙秘権があるとは規定されていません。しかし、被疑者が黙っていたら、捜査機関としては仕方がないです。被疑者が黙っていたら、捜査機関自ら、書類・資料・証拠を収集するしかありません。それでもだめなら、最後の手段として被疑者を説得するしかありません。ベトナム刑事法の理念と、他の国々のそれとでは、かなり違いがあります。他の国の刑事法の理念では、被疑者が捕まった後、取り調べる前に、黙秘権を与えます。しかし、ベトナムでは訴訟活動とは尋問です。尋問だからこそ、黙秘権は与えないのです。法律で、黙秘権があるとはっきりと決めることになったとしたら、それは捜査・取調べの段階にとっては妨害です。なかなか捜査できない時もあります。

(日本側)

実際のやり方としては、被疑者が捕まって来た際、あるいは、被疑者を立件する際に「あなたには黙秘権があります。」という具合に伝えるのでしょうか、伝えないのでしょうか。

(リエン)

伝えません。「被疑者・被告人に黙秘権がある。」とは私たちの法律の中には書いていません。捜査機関や検察官はそんな馬鹿なことにはしません。逃げる道を開いてあげないです。

(日本側)

被疑者が黙っているなら仕方がないということですか。

(リエン)

「被疑者が黙っていたら手も足も出ない」ということではなく、捜査機関が新たな証拠を探します。もし、被疑者が供述しなければ、捜査機関は「私たちにもそういう証拠がある

よ。」と言えます。例えば、証人や証拠物などです。当然、ベトナムの法律では、捜査官や検察官が被疑者に対して虐待や拷問はできないと決められています。

(日本側)

被疑者は黙っていること自体が、不利益になりますか。

(リエン)

不利益ではありません。あらゆる沈黙は金です。自ら自白する場合は、情状酌量され、例えば、重い刑が軽くなることができます。

それに対して、被告人・被疑者が黙っていても、当然、不利益にもならないし、軽い罪から重い罪になることもありません。

(日本側)

自白をしたら、情状酌量で軽い刑になるというのはどの法律の何条にあるのでしょうか。

(リエン)

刑法46条です。刑事責任について情状酌量する事実関係です。p号の場合は、犯罪者あるいは被疑者に改悛の情があり、あるいは自ら自白する場合は、情状酌量を受ける権利があると規定があります。例えば、3年間の量刑で、自白や改悛の情がある場合には、30か月しか刑務所に入らなくてよいということになっています。

(日本側)

その計算はどうなっているのですか。

(リエン)

裁判官の自由裁量で、それが定められているのは刑法47条です。例えば、刑法の138条1項をご覧ください。量刑は6か月から3年までで、減軽する情状酌量の2つの事実関係があります。刑法46条1項に定められている損害賠償、誠実に供述したこと、処罰するなら6か月以下の刑になり、この場合なら3か月間の実刑になります。

(リエン)

今日は前回に引き続き、捜査機関の管轄権について説明させていただきます。管轄権について、前回私は包括的に説明いたしました。

ベトナムの捜査機関として3つの機関があります。第一は公安省の捜査機関、第二は国防省の捜査機関、第三は最高人民検察院の捜査機関です。各捜査機関には捜査管轄権があり、最高人民検察院の捜査機関は国防省の捜査機関の役割と同じように、専門的な犯罪し

か捜査しません。国防省の捜査機関は軍隊治安侵害罪しか捜査しません。軍事の利益を侵害する行為、又は、軍隊が直接した犯罪です。

それに対して、人民検察院の捜査機関は、司法犯罪行為しか取り扱いません。司法犯罪行為をする人が司法機関の職員、幹部の場合です。例えば、直接、司法犯罪行為をする人が、裁判官、検察官、捜査官あるいはその事務官で、司法活動行為の侵害がある人です。以前にも説明したように、国防省の捜査機関は、二つの犯罪を取り扱います。それは、刑事犯罪と治安犯罪です。それに対応して、刑事捜査機関と治安捜査機関とがあります。刑事捜査機関は、国会令の15条に従って捜査します。具体的には、軍隊の裁判所が管轄する事件しか取り扱いません。例えば、軍人同士の殺人事件は、軍隊における犯罪の中に分けられ、刑事捜査機関が捜査します。刑事捜査組織国会令16条で定められるのが、人民軍治安捜査機関の管轄権です。公安捜査機関は、警察捜査機関と治安捜査機関という二つの機関に分けられます。警察捜査機関の管轄権が、刑事捜査組織国会令の11条です。治安捜査機関については12条に定められます。ここで、どんな犯罪について捜査する権利があるのか規定されます。しかし、共通する原則があります。それは、それぞれの捜査機関が、それぞれの同級の裁判所の管轄権の犯罪しか捜査しないということです。これが第一の原則です。第二の原則は、上級の捜査機関は、必要な場合、下級の捜査機関の捜査する犯罪も捜査する権利があるということです。例えば、省級捜査機関は特に極めて重大な犯罪を捜査する権利があります。しかし、必要な場合は、県級捜査機関の事件も捜査することができます。日本の警察庁は国家機関として捜査をしますが、これはベトナムでは全然違います。ベトナムの公安省は下級の捜査機関を指揮する以外、必要な場合、下級捜査機関の管轄する事件も捜査することができます。

ベトナムの県級捜査機関は、あらゆる15年以下の犯罪を捜査する権限があります。しかし、国家治安犯罪を除きます。なぜなら、それは省級捜査機関の管轄だからです。しかし、すべての県級捜査機関が捜査できるようになるのは、2009年7月1日までの目標です。

ベトナムでは538の県がありますけれども、今は、100県あまりの捜査機関しか、つまり、約5分の1の県級捜査機関しかそれを実行していません。県級捜査機関がもっと頑張らないと、指標・目標を達成できません。

しかし、省級捜査機関が犯罪の中から難しい、複雑な事件を持っていってくれば、県級捜査機関にとっては、難しいことではないと思います。

(リエン)

ベトナムの国会令において、捜査管轄権を持っている機関は、例えば、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊、人民軍におけるいくつかの捜査機関です。それぞれの捜査機関は、自分の機関の活動範囲内で発生した犯罪を捜査する権利があります。例えば、国境警備隊は国境での治安事件や国境での密輸事件について捜査する権利があります。森林警備隊は、森林管理に関する事件を捜査します。それぞれの機関の捜査管轄権について具体的に、刑事捜査組織国会令の中に決められています。例えば、国境警備隊の管轄権については刑事捜査組織国会令19条、税関は20条、森林警備隊は21条、沿岸警備隊は22条です。それぞれの機関の役割について、19条から22条を見ると、基本的な原則が分かります。例えば、あまり重大ではない事件の現行犯の場合は、それぞれの機関が最初の捜査段階活動を遂行することができます。

例えば、搜索、取調べをし、20日以外に管轄捜査機関に送致します。重大な事件や極めて重大な事件では、搜索をし、証言を聴取し、逮捕する必要がある場合に管轄権を持つ捜査機関に逮捕状を請求し、その後7日以内に管轄権を持つ捜査機関に送致することです。

なお、人民軍及び公安人民の捜査機関については、以上（国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊）の場合とは少し違います。

人民公安における国家の捜査機関の中には、例えば、道路鉄道交通警察課（23条）などがあります。事件の立件、証言の聴取、その後7日以内に管轄権を持つ捜査機関に送致すること、この場合は重大な事件も、あまり重大でない事件も含まれます。人民公安における治安機関については国会令の24条にあります。例えば、公安治安局、省治安部は、自分の仕事をしている際に、犯罪を示す事象があれば、事件を立件する権利があります。また、

証言を聴取し、管轄権を持つ捜査機関に事件記録を7日以内に送致しなければならないです。県級治安捜査機関は自分の仕事をしている際に、省級の管轄する犯罪を示す事象があった場合、逃亡した犯罪者を直ちに追跡し、解決するために、省級捜査機関にすぐに報告しなければならない（国会令24条）。

人民軍における他の捜査機関、例えば、軍事拘留所の監視官は犯罪を示す事象を発見した場合、事件を立件する権利があります。そして、いくつかの捜査活動を行うことができます。そして、7日以内に管轄権を持つ捜査機関に事件記録を送致しなければならないです。

第二の場合は、25条2項です。独立連帯部隊司令官が犯罪を示す事象を発見した場合、現行犯逮捕の調書を作る権利があります。自分の区域内で起こった犯罪を示す事象を発見した場合、証言を聴取する権利があります。

そして、いくつかの捜査活動を行うことができます。そして、直ちに管轄権を持つ捜査機関に事件記録を送致しなければならないです。以上、私は刑事捜査組織国会令第三章に規定されている各種捜査活動の遂行に命じられた機関の捜査権について説明しました。それぞれの捜査活動が、刑事訴訟手続に従って行われます。この訴訟活動は、日本の国税庁の査察官の業務と似ています。しかし、日本の国税庁の査察官の業務と違って、これらの捜査機関は、必ず刑事訴訟法の手続に従って活動しなければならないです。

（日本側）

24条のだいたいの意味は分かるのですが、翻訳の問題かもしれないですけど、条文の表現がよく分かりません。私が聞いて理解した内容をまず言いますと、24条1項は、省級治安部が捜査権を持っていることを規定している。それで、省級治安部は、省級の治安捜査機関とは別の機関である。治安捜査機関は本来の捜査機関だから捜査権限を持っている。けれど、省級治安部は、本当は捜査権を持っていない。

（リエン）

国会令12条の中には、治安局も、省級公安部も犯罪と闘う義務があると書いてあります。しかし、局も部も、他の捜査機関と違って特別な捜査機関ではないです。ですから、犯罪を示す事象を発見した場合、24条に定

められたように、すべての捜査活動を実行する権限はありません。幾つかの捜査活動をした後、管轄権をもつ捜査機関に送致しなければならないです。

（午前中終了）

（リエン）

捜査機関の仕事の分担及び協力について説明します。ベトナムには64の省・中央直轄市があり、それぞれの省・中央直轄市に省級捜査機関があります。省級捜査機関はお互いに協力関係を持ちます。捜査機関が発行した捜査令状については、各捜査機関がこの令状を実行しなければならないです。例えば、公安省にある公安捜査機関が、税関に対してある事件について証拠収集や捜索をして欲しいと頼み、いくつかの捜査命令を発付します。税関は、本当は管轄権が違っても、言われた以上やらなければならないです。資料や証拠物、証拠品を提出するよう要求されると、税関はその要求に応じないといけません。これは、行政規範ではなく、ベトナムの刑事訴訟法12条に定められた行為です。刑事捜査組織国会令では26条です。刑事訴訟法110条、111条もそうです。捜査権がはっきりしない場合は、先に犯罪を示す事象を発見した機関が捜査をすることになっています。

その後、管轄権を持っている捜査機関に直ちに送致しなければならないです。

例えば、ある殺人事件があったとします。

刑法93条1項では、無期又は12年から25年までの懲役、あるいは、死刑が定められています。93条2項では、刑は7年から15年までです。ある女性が殺されたとして、殺害された場所がA県だとします。原則的には、A県における捜査機関がこの事件に対して捜査手段を適用しなければならないですが、捜査段階で死んだ女性が妊娠していたと分かった場合、93条1項bにより、12年から25年までの懲役、又は、無期懲役、又は、死刑に当たる場合となります。A県の捜査機関は、省級の捜査機関に直ちに事件を送致しなければならないです。以上、捜査機関の分担及び協力について説明しました。

次に、いくつかの捜査活動を与えられた捜査機関の捜査活動についてです。事件を立件した後、及び予防措置を適用した後、直ちに

各決定を同級の検察院に送致しなければなりません。同じように、管轄権を持っている機関に通知しなければなりません。なぜどうして直ちに事件を検察院に送らなければならないのか、それは、検察院が検察する役割を持っているからです。

捜査管轄権の問題について、紛争の問題について説明したいと思います。刑事捜査組織国会令28条は、ベトナムの捜査機関で捜査管轄権について紛争が起きた場合の規定です。

その場合、犯罪が起こった地域、又は犯罪を示す事象が発見された地域にある検察院の長官に指揮権があります。

例えば、ベトナム北部のランソン、ベトナムと中国の国境で密輸事件があったとします。

その人がランソンからハノイに車で移動中、税関が車内に密輸品を発見した場合、密輸品も人も差し押さえます。ハノイ市検察院の長官は、ハノイの公安捜査機関に捜査権限を与えることもできますし、あるいは、ランソンの捜査機関に捜査権限を与えることもできます。

国境警備隊や森林警備隊がある事件を発見した場合は、県級検察院が国境警備隊、あるいは、森林警備隊に捜査権限を与えます。このように、同級の検察院の長官が捜査管轄権を指揮します。刑事捜査組織国会令が施行されてからわずか1年間しか経っていないので、今後、具体的に問題点を分析し、説明するための文書を、公安省や国防省、財務省、農業開発産業省、最高人民検察院が協力して、発行しなければなりません。

(日本側)

省庁間の通達のことでしょうか。

(リエン)

はい、そうです。今、私たちは最高人民検察院と公安省、国防省に関係する通達の草案を作っています。国会令を具体化するための協力が必要になります。

(日本側)

まだ通達は出されていないのですか。

(リエン)

はい、まだ発行されていません。なぜならば、国会令が誕生してからまだ1年しか経っていませんから。

(日本側)

刑法93条2項の事件をある県級捜査機関が捜査していたが、被害者が妊婦だったから、

適用条文が1項に変わり、省級の捜査機関に事件を送致しなければならないという例の説明がありました。途中で捜査機関が変わるとするのは、やりにくくありませんか。

(リエン)

捜査権が違いますから、省級の捜査機関に送致するのが正しいです。

(日本側)

送致を受けた省級の捜査機関が県級の機関に指示して、捜査させることはできるのですか。

(リエン)

はい、あります。

(日本側)

このような場合、実際にはどのように処理されているのでしょうか。

(リエン)

例えば、ある男女が愛し合っていて、女性が妊娠したとします。その男性がその女性を殺してしまったとして、胎児がいたとは知らない県級の捜査機関のレベルがまずことにあたり、その男性を取り調べ、胎児がいたと分かった場合、必ず省級捜査機関に送らざるを得ないです。薬物に関する事件でも同じことが言えます。例えば、ベトナムでは、薬物を売買した場合、刑法194条2項に当たります。麻薬捜査事件は簡単で、省級に送らず県級捜査機関が自ら捜査するケースが多いのですが、旧刑事訴訟法では、県級の捜査管轄は7年以下の刑の事件でしたので、手続として上級捜査機関に送らなければならなかったです。

(日本側)

県級で捜査が終わってから、上級捜査機関に送致するのでしょうか。

(リエン)

場合によって異なります。捜査を終えてから上級捜査機関に送る場合もありますし、途中で送る場合もあります。

(日本側)

途中で省級捜査機関に送ると、途中で捜査官が変わってしまうのですね。

(リエン)

はい。省級にとっては新しい事件です。捜査するのは難しいですが、お互いに連絡しあうので、かなり情報も収集できます。

(日本側)

ベトナムの仕組みでは、脱税はどの機関が捜査するのでしょうか。

(リエン)

原則的には捜査機関の管轄権にあります。

しかし、査察官が捜査するときに脱税する事象があったら、必ず捜査機関に送致します。日本では国税庁の査察官が捜査を行い、告発しますが、ベトナムでは、国税庁の査察官が検査し、そして、脱税を示す事象が見つかったら、事件の資料を捜査機関あるいは検察院に送ります。査察官が検察院に事件記録を送ったとしても、検察院が受け取ってから、また、捜査機関に送らなければならないのです。

事件記録を受け取った場合、検討して、結果を査察官に報告しなければなりません。立件しない場合、その理由を言わなければなりません。

つまり、国税庁の査察官の活動は捜査活動ではありません。

(日本側)

そこでいう捜査機関というのは、御説明のあった三つの捜査機関のうち、どこに当たるのでしょうか。

(リエン)

公安捜査機関に当たります。

(日本側)

刑事訴訟法26条2項の規定があります。

これが今言われた査察機関の規定ですか。

(リエン)

はい。

(日本側)

査察機関には他にどんな機関があるのでしょうか。

(リエン)

ベトナムの査察官の組織は、ベトナム中央政府の総合査察機関、これは、省と同じレベルですが、この査察機関の長は内閣のメンバーです。総合査察機関の下に、中央直轄地の査察機関、それぞれの省の査察機関があります。

(リエン)

では、時間が少なくなってきましたので、私は、任命された捜査員の基準についてご説明したいと思います。

捜査官の資格者は次のとおりです。まず、治安大学、警察大学、法科大学を卒業した人。

次に、一定の経験のあること。例えば、県級の捜査官になるためには最低4年間、省級では最低9年間（そのうち最低4年間の県級捜査官）の経験があり、県級捜査機関に勤め

たことのある人。上級の捜査官になるためには、最低でも14年間（そのうち最低5年間は省級捜査官）での実務経験が必要です。第三の条件は、士官であること。

次に任期について御説明します。任期は5年間です。

捜査官には、上級捜査官、中級捜査官、初級捜査官という三つの位があります。中級と上級の捜査官は、下級捜査官の業務を指導できることも条件です。刑事捜査組織国会令31条にあるように、選抜審議会があります。

県と省では、それぞれの公安長が選抜審議会の会長として選任されます。選抜審議会のメンバーは公安省の大臣から選ばれたメンバーです。捜査機関には捜査長官と副長官とがおります。公安省の社会秩序管理警察局長、管理警察局長及び副局長がいます。捜査機関の長官及び副長官は、必ず捜査官です。公安省の中でも捜査官を任命します。国防省では、直接大臣が任命あるいは解任します。最高人民検察院では院長が任命又は解任します。

(リエン)

日本の検察官の活動についてもっと詳しく知りたいので説明してください。

(日本側)

では、日本の検察官の職務について御説明します。そのほとんどが刑事事件関係のものです。その内容は、①捜査活動、②公判立会活動、③判決の執行となります。捜査を二つに分けると、いわゆる「独自捜査」と「補充捜査」に分かれています。非常に大きな業務量を占めているのは、補充捜査と公判立会です。判決を執行しなさい、と命令する権限は検察官が持っています。懲役刑を執行するのは刑務所であり、罰金を執行するのは検察庁です。検察官は、手続が適正に行われているかどうか（捜査機関が違法な捜査活動をしていないか）の監督もします。

(リエン)

公判立会活動での役割はどうですか。

(日本側)

日本の公判立会活動では、検察官の役割が大きいです。ベトナムと違っていて、日本では捜査記録を全部裁判所に出しません。記録や証拠物の中から、検察官がどれを裁判所に提出するかを考えて決めます。日本の刑事裁判はベトナムのそれと違い、裁判所の役割もかなり違います。日本の手続では、検察官が

収集した証拠の中から、どれを裁判所に出すか決め、また、弁護士が「出してはだめだ。」と主張することができます。どんな証拠をどんな時に裁判所に提出できるのかについては、刑事訴訟法に規定があります。だから、検察官は、刑事訴訟法を使ってよい証拠を出すよう工夫しなければなりません。

(リエン)

裁判官が事件記録について、一切手を加えないのですね。日本の検察官の役割は非常に大変ですね。起訴された事件について、どのくらいが有罪になりますか。

(日本側)

99%くらいは有罪になります。

(リエン)

残りの1%の無罪の場合、検察官は損害賠償をしますか。ベトナムでは、無罪のときは検察官が自ら損害賠償しないといけません。

(日本側)

日本には二通りの制度があります。刑事補償制度と国家賠償制度です。まず、刑事補償制度では、無罪になれば、自動的に補償を受けられます。身柄を拘束されていた期間に応じ、補償が決定します。結果として無罪になった場合、起訴した検察官の判断に全く誤りがなくても、国は補償をするのです。これがまず一つの制度です。もう一つ制度があつて、実際に行つた公務員に過失があれば、責任を問えるという制度があります。よつて、検察官が起訴した判断に落ち度があつた場合、国家の責任を問えるのです。これが国家賠償制度というものです。よつて、検察官に過失があれば、不利益を受けた被告人は、刑事補償と損害賠償をもらえるのです。あくまで国が支払うということですから、補償の場合も、国家賠償の場合も、請求できる相手は国だけです。ただし、国家賠償の場合に、その公務員に故意や重大な過失があつたときは、国がその公務員に対して弁償を求めることになります。

(トゥオン)

弁護人が、証拠について、すべて「だめ。」と言つた場合、どうやって公判で立証できますか。

(日本側)

基本的には目撃者や被害者などの証人の請求をします。裁判で証人尋問をします。また、いろいろな条件がありますが、場合によつて

は、書面に書かれた証拠を裁判所に提出することもできます。

(トゥオン)

しかし、証拠人の供述がまったく変わった場合は、どうするのですか。

(日本側)

証人が裁判になってから証言を変えたことを証明していきます。かつ、その証人が裁判で言っていることよりも、前に説明したことの方が信用できますということを証明していきます。

次は、民事における検察官の職務についてです。民事には家族関係の事件を含みます。

家族関係については、関係者が亡くなっている場合に検察官が代わりをします。例えば、ある子供が、この人が自分の父親であることを裁判所に認めて欲しいとします。その場合、既にお父さんが死んでいたら、検察官を訴えるわけです。あるいは、妻が結婚しているように戸籍に書いてあるのを取り消して欲しいのに夫が亡くなっている場合、検察官を代わりに訴えます。刑事における捜査活動や公判活動に比べると、非常に数は少ないです。また、ある人が行方不明になつたとします。その人には家族が誰もいないけれど、畑や家があり、誰かが管理しないといけない。それを管理する人は裁判所が決めます。ところが、裁判所に対して「誰か管理人を決めて下さい。」と請求する必要があります。ですから、検察官が裁判官に請求します。こういう例も非常に少ないです。

また、老人ホームに入っている人に誰も身寄りがなく、ぼけてしまい、後見人が必要になつた場合、裁判所が選ぶのですが、検察官が「選んでください。」と請求します。私の経験では、家族関係の公判訴訟活動は1件、財産管理の関係は1件担当したことがありますが、後見人の選任は1件もありません。

(リエン)

分かりました。日本の検察官は民事事件に介入しないのですね。ベトナムでは日本と違って、民事事件でも検察院が関与します。例えば、財産相続事件の紛争です。AとBの間である財産について紛争があり、Aさんが「この財産は私の物だ。」と裁判所に訴訟を起こしたとします。また、Aさんが「裁判所の事件の関係証拠の収集の仕方が客観的ではない。」と主張したとします。そのとき、検

察官が紛争事件について、公判立会活動として介入します。日本では介入しないのですね。
(日本側)

はい、介入いたしません。

(日本側)

日本の公判における検事の役割について、紹介します。公判部の検事は、一人につき少なくとも100件以上の事件をいつも持っています。ですから、事件の中身・内容を把握するのが非常に難しいです。しかし、先程説明がありましたように、裁判所に提出する必要がある証拠とない証拠とを分けなければなりません。また、裁判所に提出する証拠も、弁護人が提出することについて承諾・同意してくれないと他に法律で規定されている様々な方法でそれを提出する努力をしなければなりません。逆に、弁護人は、こちらが提出して裁判官に見てもらおうとする証拠を、なるべく裁判所の目に触れないようにする努力をするので、その弁護人と闘わなければなりません。

ですから、100件以上ある事件でも、すべて記録を読んで、事件を把握しなければならぬので、事件を把握する作業が大変です。

ベトナムと対比した場合、証人尋問の負担・重要性、証人尋問における検事の役割がベトナムと日本とはかなり違います。証人尋問がどのように大切で、かつ、そのためにどういう工夫をして仕事をされているのか、紹介します。

検察官が裁判所に提出しようとする証拠の中には、例えば、被害者の供述を記録した書類もあります。検察官がそれを証拠として出したいと請求しても、弁護人がそれをだめだとなったら、その書面を裁判所に出すことは原則としてはできません。その場合、被害者の証人尋問をするということになります。証人尋問とは、公開された法廷で、裁判官・被告人の目の前で話すというのが原則の形です。

証人尋問のやり方は基本的には一問一答で、検察官が一言質問して、一言答えてもらう、という形です。しかし、被告人も法廷にいますし、公開されている法廷で裁判を見に来ている人たちもいますので、被害者は緊張したり、被告人を怖がったりして、証言ができないケースもたくさんあります。そういう状況の中で、どうやって裁判官に分かってもらえるように自分がしていくか、ということが非

常に大変なことだと思います。例えば、性犯罪の被害者の場合は特に負担が大きいので、色々な工夫があります。

(リエン)

どうすれば裁判官への説得力が増すような効果的なことができるのでしょうか。

(日本側)

私もいつも悩んでいます。

(リエン)

証拠の中には、物証が入っていますか。例えば、殺人に使ったナイフなどは。

(日本側)

はい、入っています。

(リエン)

殺人に使ったナイフは非常に客観的な証拠です。どうして、そのような客観的な証拠があるのに、法律上では、検察官が弁護人を怖がっているのですか。

(日本側)

もちろん、客観的な証拠を一番重視しています。よって、客観的な証拠は裁判所に提出します。それに対して、弁護人が「出してはいけない。」と言ってくることもあります。

弁護人が反対していても、その証拠を裁判所に提出する方法というのは法律で規定されていますから、それに基づいて提出していきます。

証拠の中には、物証と証言の二種類があります。弁護士が同意しないと出せないというのは、証言調書のことであり、おおざっぱに言うと、物証には適用されません。

(リエン)

なるほど、分かりました。

(日本側)

証人尋問の場合、証人に法廷で本当の証言をさせることが目的です。ところが、証人は被告人がいるから、あるいは、被告人の仲間だから、なかなか本当のことを話さない。そこで検事は法廷に至る前に一生懸命準備して、本当のことを証言させるために、こういう風に順番に聞いていこうか、あるいは、この証拠物をここでこうやって見せようか、と証人への質問の仕方を事前によく考えて、準備するわけです。ベトナムの裁判では、裁判官が証人尋問してくれるので、検事の負担は軽いと思われれます。ところが日本の裁判は、検事が証人尋問の主役ですから、そこで上手に質問するか、下手に質問するかによって答えが

違ってくるので、検事はその分大変なのです。

かつ、ベトナムでは証人尋問で本当のことを言わなくても、裁判記録に供述調書があり、いずれにせよ、その調書を見られるのです。

ところが、日本の場合には、証人尋問を上手にやらないと、供述調書を裁判所に出せるとは限らないですから。その辺りが日本の検察官の難しさです。

(リエン)

ベトナムでは日本と違い、起訴されることになったら、すべての事件記録を裁判所に送ります。裁判官は、45日間から90日間にかけて、事件の記録を見て、どういう方向にするのか、前もって考えます。弁護人も同じように事件の記録を見ることもできますが、記録が長いのでなかなか全部を読もうとはしなないです。一方、長い事件記録を検察官は読んでいますので、弁論する際には、検察官が弁護人に勝ちます。検察官が弁護人と弁論するのが最もエネルギーが必要な仕事ですね。

(日本側)

ベトナム刑事訴訟法では、弁護人は被疑者の立件の時から手続に参加することができるのですが、弁護人がつく事件は、どのくらいの割合なのでしょう。

(リエン)

少ないです。重大な事件にしか弁護人はいないです。ベトナムには全国3千人あまりの弁護士しかおりません。弁護人はほとんど大都市にしかおらず、島や遠隔地には弁護人はいません。そういう場合は、被告人が自ら弁護をするしかありません。しかし、ベトナムでは貧しい人たちのために、国選弁護人の制度があります。私たちの司法改革制度では、あらゆる事件に弁護人をつけることが目標です。

(日本側)

その辺は状況が日本とよく似ていますね。

弁護士が大都市に集まっていて、田舎に少ないのは日本も同じです。弁護士は全国で2万人おり、人口が1億2千万人です。すべての被疑者・被告人に弁護人がつくようにしましょう、というのが司法制度改革の中のテーマのひとつです。国選弁護人制度は日本にもありますが、現在は被告人に対してだけなのです。

それを、起訴される前の被疑者に対しても適用を広げていきたいと思います、というのが日本

の進めている方針です。

(日本側)

ベトナムの国選弁護人制度を定めるのは刑事訴訟法57条2項ですか。

(リエン)

はい、そのとおりです。国選弁護人の費用は裁判所が負担します。

(司 会)

それでは、以上で発表会を終了いたします。リエン所長、トゥオン副部長、ありがとうございました。